



金沢尾山神社の「左義長（さぎちょう）」。当地では、どんど焼きをこう呼ぶ。正月飾りや書き初めなどを燃やして1年の無病息災を願う。

全農林中央本部 岩田善和

目 次

特集 TPP大筋合意をめぐって

TPP大筋合意から補正予算(関連政策)の成立へ……谷口	信和 (4)
「TPP米対策」に疑問あり ……………梶井	功 (14)
TPP「大筋合意」が国産麦に及ぼす影響……………横山	英信 (20)
増産・増反機運に逆行するTPP大筋合意一歩を中心に…東山	寛 (27)
TPP「大筋合意」がりんごに与える影響 —壊滅を避けるためになすべき課題—宇野	忠義 (33)
TPPは柑橘作に何をもたらすか? ……………徳田	博美 (41)
TPPの全体像と批准を巡るアメリカ政府・議会の動向…服部	信司 (48)

「連載 農研機構研究機関からの成果報告」⑦

贈答用果物の顧客拡大プロセスと 「おすすわけ袋」の活用……………磯島	昭代 (55)
---------------------------------------	---------

〔時評〕 酪農・畜産の危機とTPP問題 ……………	(KY) (2)
---------------------------	----------

☆表紙写真 信州安曇野のどんど焼き。「三九郎(さんくろう)」の名で親しまれている。編集部
「農村と都市をむすぶ」2016年2月号(第66巻第2号)通巻772

酪農・畜産の危機とTPP問題



環太平洋連携協定（TPP）交渉は二〇一五年一〇月に大筋合意された。これを受けて、政府は「総合的な政策対応に関する基本方針」と「農林水産分野に係る基本方針」を決めた。

重要五品目のうち、牛肉・豚肉・乳製品については、「経営の継続・発展のための環境整備」であった。影響分析で、牛肉・豚肉について、長期の関税削減期間を確保してセーフガードを措置したため、「当面、輸入の急増は見込み難い」「長期的には・価格の下落が懸念される」といった「甘い分析」をした結果である。

それでも、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン）は販売価格と生産費との差額補てんを八割から九割に引き上げ、養豚経営安定対策（豚マルキン）は国の積立金負担を引き上げ（国一対生産者一から国三対生産者一へ）、販売価格と生産費の差額補てんも九割に引き上げることである。

畜産の経営所得対策を政府が拡充せざるをえないのは、TPPの影響云々より前に、畜産経営が危機に陥っているためである。危機にある畜産・酪農経営の上に、TPP合意がのしかかってくるといっている。

二〇〇七～〇八年以降のトウモロコシなど飼料穀物の国際価格高騰から、日本の畜産・酪農経営は、飼料価格の高騰、その後のアベノミクスによる金融緩和の当然の帰結である円安の急進行による飼料価格の高止まりによって、コスト高による経営苦境に陥っている。経営体力をすっかり奪われている。

配合飼料価格安定基金制度も、飼料価格が高騰しているときは補てん金が支払われるが、飼料価格が高止まり状態をつづけるときには補てん金が支払われない仕組みである。一三年以降、畜産・酪農経営は史上最高額水準の飼料価格の負担を強いられてきた。（一六年初の世帯同時株安でアベノミクス神話が崩れ、円高基調にあることは畜産・酪農経営にとって「朗報」といえる。）

支払い利子・地代算入生産費に占める流通飼料費の割合（二〇一四年）は、養豚経営では六八％、乳用おす牛肥育経営で五七％、交雑種牛肥育経営で四八％、去勢若齢肥育牛経営で三三％にのぼる。都府県酪農では五〇％、北海道酪農でも三七％である。

去勢若齢肥育牛経営では、子牛価格の高騰によって、もと畜費が生産費の五二％にのぼるといいう重い負担も加わっている（二〇一四年）。

乳用おす牛、交雑種牛の肥育経営では、一三年度、一四年度をつうじて販売価格が生産費を下まわる赤字経営

がつづき、新マルキンによって補てん金が支払われてきた。補てん金は販売価格と生産費の差額の八割分であるが、国三対生産者一の積立金で生産者は一頭当たり二万円を支払っているのだから、実質六割補てんということになる。マイナスの所得を新マルキンの補てんで辛うじて補ってもらってきた。

その上に、TPP合意である。影響がないわけではない。大きな影響を受けることになる。

牛肉の場合、現行三八・五%の関税を、TPP発効時に二七・五%に下げ、一〇年目の二〇%まで段階的に引下げ、さらに一六年目の九%まで段階的に引き下げる。

関税削減期間中はセーフガードがあるが、発動基準数量は発効時五九万トンを一〇年目の六九・六万トンまで段階的に引き上げ、さらに一五年目の七二・六万トン、一六年目の七三・八万トンまで引き上げる。セーフガード発動時の関税率は四年目までは現行の三八・五%であるが、一一年目までは三〇%、一五年目までは二〇%、一五年目は一三%、一六年目以降は一%ずつ引き下げる。また、一六年目以降、セーフガードが四年つづけて発動されなければ、セーフガード措置をやめることになる。

一六年目のセーフガード発動基準数量の七三・八万トンは、史上最大の輸入量であった二〇〇〇年度と同じ数量である。二〇〇〇年には宮崎県で口蹄疫が発生し、翌

〇一年には国内初のBSE患者がでた。二〇〇〇年度の国産牛肉供給量は三六・五万トン、輸入量は米国産三五・九万トン、豪州産三三・八万トンなどで、国内の牛肉供給量は一〇・三万トンであった。〇三年一二月米国でのBSE発生による輸入禁止で、〇四〜〇六年度に豪州産の輸入量が年四一万トンとなった。その後の輸入解禁から米国産の輸入は回復し、一三年度は二〇・一万トン、一四年度は一八・七万トンとなった。豪州産は二八万トン弱に減った。日本市場をめぐる米国は豪州と競争し、かつての輸出数量を回復させようとしている。TPP大筋合意の数値は、その輸出圧力を示したものだ。

国産牛肉は年三五〜三六万トンを維持し、牛肉の国内供給量は一三年度八九万トン、一四年度八七万トンである。牛肉の消費量がこれ以上増えるとは思えない。輸入量が七三・八万トンになるとすれば、単純計算で国産牛肉は一三〜一五万トンに縮小されてしまう。豪州産、米国産と競合するのは、乳用おす牛、交雑種である。牛肉全体の価格が下落する。日本産牛肉二〇万トンの輸出が可能と考えているのであろうか。乳用種も交雑種も酪農家が子牛を供給している。酪農家は、チーズやホエイなどの輸入増加とあわせて、二重の打撃を受ける。酪農経営は危機に危機を重ね、日本の酪農・畜産全体が奈落の底に沈みかねない。

(KY)

TPP大筋合意から補正予算(関連政策)の成立へ

東京農業大学教授 谷口 信和

1、TPP大筋合意後の政府の「迅速」Ⅱ拙速な対応

今月号は一月号に引き続きTPP大筋合意に関する緊急の特集を組んだ。一月号ではTPP協定による国内生産の影響が相対的に大きい酪農・畜産を座談会形式で取り上げたが、二月号では耕種部門を論稿形式で検討することにした。本来ならば、合意内容の正確な全体像が明らかになるのを待って、全体について詳細な検討を行うべきである。

しかし、表1に示したように二〇一五年一月五日の大筋合意後の政府・与党の対応は著しく迅速であり、あたかも協定の調印・批准・発効が既成事実であるかのような前提の下に矢継ぎ早に対策を打ち出している。すなわち、一方では当面のTPP対策と称して二〇一五年度補正予算に三、一二億円を計上して(二〇一六年一月二〇日成立)、農業者の間に渦巻く不安や怒りを「補助

金」で鎮静化するとともに、他方では二〇一六年秋を目途として、二〇一六年一月一八日には「農林水産業の成長産業化戦略」を強化する本格的なTPP対策の検討に着手しているからである。そのいずれもが二〇一六年七月実施が見通されている参議院選挙(衆参同時となる可能性が極めて高い)に照準を合わせていることは疑いない。そして、それは一定の「成功」を収めているといえてよい。そこで、本誌としてはとりあえず、TPP大筋合意がもつ危険な性格に警鐘を乱打する意味で二号連続の特集を組んだ次第である。

ところで、アベノミクス農政の四つの特徴は、①戸別所得補償の否定というリベンジ的性格、②新自由主義的政策の復活・強化、③トップダウン型官邸主導財界直結型農政、④ポピュリズムと結合した没歴史的な場当たり主義であるが、その全てが満面開花しているのが現段階であるといえよう。とはいえ、冷静に事態の推移を眺めれば、そこには「裸の王様」が免れない勘違いⅡ余り

表1 TPP大筋合意と政府の対応

年	月	日	TPP関連事項
2015	10	5	TPP大筋合意 「TPP農林水産物市場アクセス交渉の結果」(1次公表)
		8	2次公表
		20	3次公表
	11	4	「品目毎の農林水産物への影響について」=定性的結果分析
		18	自民党TPP農業対策決定
		25	「総合的なTPP関連対策大綱」
	12	18	平成27年度補正予算で当面のTPP対策の予算措置(3,122億円)決定
		24	「農林水産物の生産額への影響について」=定量的結果分析
		25	平成28年度予算決定
	2016	1	通常国会開会
		7	TPP協定暫定仮訳公表
		18	自民党農林水産業骨太方針策定PT発足(秋までに方針決定)
		20	平成27年度補正予算成立
	2	4	TPP担当閣僚署名式(ニュージーランド)→各国国内手続きへ

(出所) 筆者作成。

にも乱暴なグリ押しが孕む危うさが付きまといている。
第一に、暫定仮訳の形でTPP協定の全体像が公表されたのはやっと二〇一六年一月七日になってからであったが、二〇一五年一月二〇日までの三次にわたる関税

協定概要の公表だけで、衆参農林水産委員会の国会決議に則った形でTPP協定の合意が行われたのか否かの検証はおろか、合意内容の国会への正式の報告・審査を経ることなく、補正予算による「当面の対策」というアメによって大筋合意の受け入れ・

実施の方向が既成事実化されたからである。

第二に、協定の影響の「定性的」な分析(二〇一五年一月四日公表)だけで、「定量的」な分析(二〇一五年一月二四日)が提示される前に、補正予算による「定量的」な当面の対策が決定してしまったからである(二〇一五年一月一八日)。正確な診断が下される前に手術を行い、投薬の決定がなされた「医療行為」に等しい危険な対応といわざるをえない。そこで、改めて大筋合意の概要とこれに対する政府(農水省)の評価を簡潔に整理しておくことが必要だと考えて、本稿を執筆することにした。

2、大筋合意後の現局面の見方^①

「大筋」合意とは、一、二カ国の首脳が集まって調印式をするまでに事務方が細部についてチェックをすることを前提にして合意したという意味である^②。にもかかわらず、日本ではあたかも協定が発効する期日まで決まっているかのような前提の下にTPP「対策」の補正予算まで組まれた。それは用意周到ということもできるが、協定の内容に沿った綿密な検討・熟議を踏まえた日本農業の将来方向に関する処方箋としては甚だ不十分だとの非りを免れない。そこで、協定発効までの現局面を正確に理解することから始めたい。

第一は、協定発効の規定についてである。アメリカが二〇一六年二月四日以降に協定への大統領署名が可能となったことを受けて、二月四日にニュージーランドのオークランドで二カ国の担当閣僚が集まって調印式を実施することが決まった。協定は原署名国のGDP(二〇一三年)合計の八五%以上を占める、少なくとも六カ国以上が国内手続きを完了した旨を通告した日から六〇日後に発効する。二〇一三年の二カ国のGDPの六〇・四%をアメリカが、一七・七%を日本が占める状況下では両国がともに国内承認を得られないかぎり、協定は発効しない。これまでのところ、協定の発効日は最短でも二〇一六年四月から二〇一八年四月までの幅があるとされている⁽³⁾。

第二はアメリカの国内事情である。オバマ大統領は二〇一七年一月の任期中までにTPP発効の「成果」を残したいのだが、すでに大統領選挙モードに入っている中で民主党の最有力候補のクリントンはTPPへの反対を表明しているし、共和党の候補のトップを行くトランプも反対の意向を明らかにしている。また、上院共和党トップのマコネル院内総務は大統領選挙(二〇一六年一月)前には審議を受け付けないと発言しているほか、共和党内には再交渉を要求する声もあって、議会の承認は二〇一七年二月以降にずれ込みそうだという観測もある

など、事態は未だ流動的な様相を抜けきっていない。

第三は日本の事情である。通常国会が二〇一六年一月四日に開会し、二〇一五年度補正予算の決定を経て、二〇一六年度予算、TPP協定の審議が見込まれ、七月衆参同時選挙の政治日程でことが運んでいるが、これらが順調に進むとの保証は定かではない(一月二〇日に甘利TPP担当大臣のスクランダルが突然浮上した)。

第四は協定第二章(関税撤廃に関する章)における譲許表(附属書)で、日本はオーストラリア・チリ・カナダ・ニュージーランド・アメリカとの間に七年後の再協議規定(関税の撤廃時期早期化)が盛り込まれており、現行規定よりもより厳しい要請が行われる余地が残されていることである。しかも、EUとのEPA締結などの場合にも再協議が必要とされるなど、協定の理解をめぐって不確定的な要素が残されている。

このように、協定の内容・発効期日をめぐって依然として流動的な要素が残されていることを確認しておくことが必要である。

3、大筋合意の概要と農水省の影響評価

大筋合意は突然に決着しただけでなく、二つの大きな驚きをもって受けとめられた。

第一は、農産物重要五品目が二〇一四年四月の日米首

脳会談時の読売新聞リークと同内容で決着したことである。換言すれば、日本は早々とその段階でカードを切ってしまったため、アメリカへの大幅な妥協を強いられたことである。

第二は、農林水産物関税引き下げや撤廃の早さ・深さと比べると、事前にあれほど大騒ぎしたアメリカの自動車関税については、撤廃の著しい長期間化―事実上の先送りで妥協してしまったことである。農林水産物関税撤廃率は八一％に達し、即時撤廃が五一・三％、一年目までに撤廃するものが七八・八％などと極めて厳しい内容だった。これに対し、二・五％の乗用車関税は一五年目から削減開始し、撤廃は二五年目とされ、関税二五％のトラックは二九年間関税維持の上で、やっと三〇年目に廃止されるといった具合である。

表2に農林水産物関税に関するTPP協定の農水省の「定性的な」総括的評価を掲載した。ここでは、影響は、

①特段の影響は見込み難い(小豆など一―品目)、②影響は限定的と見込まれる(にんじん・鶏肉など二―品目)、③国家貿易などが維持されることから輸入増大は見込み難い(米・小麦・大麦・砂糖)、④当面、輸入の急増は見込み難いが、長期的には関税の引き下げの影響の懸念がある(牛肉、豚肉、乳製品、の四段階に区分され、重要五品目は③ないし④に含まれるものの、④の

畜産物でやや大きな影響を受けるだけで、全体として国内生産への影響は小さいと結論づけた。

これを前提にして、関税率一〇％以上かつ国内生産額一〇億円以上の一九品目農産物、一四品目林水産物について生産額の影響を試算した結果に基づいた農水省の全体的評価は、第一に、「重要五品目を中心に、国家貿易制度や枠外関税の維持、関税割当セーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保」が図られた結果、国会決議は遵守された。第二に、長期的には関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少(農林水産物全体で一三〇〇(二一〇〇億円)が生じるが、第三に、生産コスト低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるから、第四に、二〇一四年度のカロリーベース三九％、生産額ベース六四％の食料自給率は合意内容の最終年において同水準で維持される④、というものである。

第一の国会決議の遵守については明らかに「違反」なので、この事実を指摘するに止める。しかし、第二―四はロジックを理解することが容易ではない。

まず、「関税削減等の影響で価格低下による国内生産額の減少が生じる」というのは、輸入農産物は関税削減相当分の国内価格低下がみられるため、輸入品と競合する国産部分は同水準の価格低下、競合しない部分でも競

表2 農水省の農産物関税に関する総括的な評価

Ⅱ 品目毎の農林水産物への影響について

1 総括表

1. 品目毎の農林水産物の影響(合計40品目)

影響	品目	対応方向等
1 特段の影響は見込み難い	麦芽、小豆、いんげん、落花生、パインアップル、茶、こんにゃく、のり、こんぶ、わかめ・ひじき、うなぎ	・ 更なる競争力の強化が必要。
2 影響は限定的と見込まれる	オレンジ、りんご、さくらんぼ、ぶどう、トマト加工品、かぼちゃ、アスパラガス、たまねぎ、にんじん、鶏肉、鶏卵、合板等、製材(SPF)、あじ、さば、まいわし、ほたてがし、まだら、するめいか・あかい・やうりいか、かつお・まぐろ類、さけ・ます類	・ 長期的には、国産価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。
3 国家貿易以外の輸入の増大は見込み難い	米	・ 国別枠により輸入米の数量が拡大することで、国内の米の流通量がその分増加することとなれば、国産米全体の価格水準が下落することも懸念されることから、 <u>備蓄運営による外国産米の主食用米生産に対する影響の食い止めの検討や、更なる競争力の強化が必要。</u>
内麦優先の国家貿易運用により輸入の増大は見込み難い	小麦、大麦	・ マークアップの削減に伴い、輸入麦の価格の下落が国産小麦(大麦)の販売価格に影響を及ぼすことも懸念されることから、 <u>国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要。</u>
てん菜、さとうきびの生産に特段の影響は見込み難いが、加糖調製品の流入の懸念	砂糖	・ 安価な加糖調製品の流入により、 <u>糖価調整制度の安定運営に支障が生ずることも懸念されることから、国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要。</u>
影響は限定的と見込まれるが、一部低価格な外国産の輸入も懸念	でん粉	・ 一部低価格な外国産の輸入も懸念されることから、 <u>国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要。</u>
4 当面、輸入の急増は見込み難いが、長期的には、関税引下げの影響の懸念	牛肉	・ 長期的には、米国・豪州等からの輸入牛肉と競合する乳用種を中心に国内産牛肉全体の価格の下落も懸念される。このため、国内の肉用牛生産について、 <u>規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要。</u>
	豚肉	・ 長期的には、従量税の引下げに伴って、低価格部位の一部がコンビネーションによらず輸入される可能性が否定できず、国内産豚肉の価格の下落も懸念される。このため、国内の養豚について、 <u>規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要。</u>
	乳製品	・ 長期的には、競合する国内産の脱脂粉乳・チーズの価格下落等が生じることにより、加工原料乳の乳価の下落も懸念される。このため、国内の酪農について、 <u>規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要。</u>

2. 日本産農林水産物・食品の輸出(重点品目:8品目)

影響	品目	対応方向等
更なる輸出拡大が期待	重点品目 (水産物、加工食品、コメ・コメ加工品、林産物、花き、青果物、牛肉、茶)	・ 更なる輸出促進の取組を強化。 ・ 輸出環境課題(動植物検疫、放射性物質に係る輸入規制、食品安全基準等)の解決に向けた取組も必要。

(出所) 農水省「品目毎の農林水産物への影響について(総括表)」2015年11月4日。

合する部分の価格低下率(関税削減相当分÷国産品価格)の一／二の割合で価格低下が見込まれるが、国内対策によって全体として生産額は減少するものの生産量は維持される、という意味である。

そこでは、第一に、輸入農産物についてはこれまで一定の関税水準の下でも輸入量が増大し、自給率が傾向的に低下してきたものがほとんどである。そこには国産農産物の生産性増加を超える輸出国における生産性増加にともなうコストダウンの影響が反映しており、関税の輸入抑止効果が傾向的に減殺されてきた現実がある。したがって、今後も輸入農産物価格は関税削減相当分以上の低下の可能性があり、輸入品と競合する国産部分の代替を惹起せざるをえない。

第二に、今後、少子化・高齢化と人口減少が見通される中で一人当たり農産物消費量と国内消費仕向け量は低下傾向を示すから、農産物輸入量が一定であっても国産農産物の需要は縮小し、農産物輸入量が増加する場合には国産農産物の生産量縮小は加速化される。

第三に、仮に輸入農産物量が増加しなかった場合、日本への農産物輸出国は協定発効後七年目の再協議を要請してくるであろうし、そもそも日本への輸出増を前提にしない協定合意はありえなかったというべきである。

第四に、最も根本的な問題は、①先ずは何ら対策を打

たなかった場合の影響に関する試算が提示され、②次に対策を講じた場合にどれだけの影響が緩和されるのかの試算を示すというまっとうな順序を踏まず、③いきなり対策も含めた影響の試算が提示されたことにある。これでは、①の影響評価がどこまで実態に沿っているのかという点と、その影響を克服すべく提起された政策の妥当性を踏まえた②の影響評価が全く区別されることがないから、③の試算を客観的に評価することができないといわざるをえない。そこにはとにかく、①の影響の大きさを糊塗したいという政治的な思惑と、補正予算で「対策費」を積み上げることによって大筋合意に対する「怒り・不満・不安」を鎮めることを最優先する政治的意図が先行していたのである。

以上の検討から導かれる結論は協定の発効を前提にする限り、農水省試算とは大きく異なっており、カロリーベース・生産額ベースの両者で自給率低下は避けられないということであり、日本農業は深刻な後退を余儀なくされるという見通しである。

ところで、本誌一月号では農水省の「農林水産物の生産額への影響について」(二〇一五年二月二四日)が公表される前の段階で、豚肉への影響は余りないという見込みから議論されていた。しかし、影響数字が公表された段階で改めて検討すると以下のような点が指摘され

表3 豚肉の輸入価格と課税後価格(円/kg)

輸入 価格	関税	課税後価格		
	現行	現行	発効時	10年目
0	482	482	125	50
50	482	532	175	100
64.53	482	546.53	189.53	114.53
100	446.53	546.53	225	150
200	346.53	546.53	325	250
300	246.53	546.53	425	350
400	146.53	546.53	524	450
474	72.53	546.53	524	524
500	46.53	546.53	524	524
524	22.53	546.53	524	524
550	23.65	573.65	562.10	550
600	25.80	625.80	613.20	600

(出所) 筆者作成。

るであろう。
協定によれば、①低価格肉への従量税は現行の四八二円/kgから、発効初年度に一二五円/kgへ、さらに五年目には七〇円/kg、一〇年目以降は五〇円/kgに低下する、②高価格肉への従価税は現行の四・三%から発効初

年度には二・二%へ低下し、一〇年目に〇%となる。現行、発効初年度、一〇年目の輸入価格と課税後価格を表3に示した。

現行制度では輸入価格が六四・五三元から五二四円までは課税後価格は五四六・五三元となり、低価格帯肉の輸入が強く抑制されていることが分かる。関税支払額からすれば、輸入価格五二四円が最低の二二・五三元となることから、高価格帯と低価格帯の肉の組み合わせ(コンビネーション)輸入によって、平均価格を五二四円にすることが最も有利であった。

しかし、協定発効初年度においても三九九円までの肉は課税後価格が分岐点価格(五二四円)を必ず下回ることになり、単独輸入のメリットが発生する。その傾向は一〇年目になると四七三元にまで引き上げられることが明らかであり、単純にコンビネーション輸入が継続するとしている農水省の見方は必ずしも現実的ではない。すなわち、協定の影響は決して一〇年後ではなく、発効後すぐに低価格帯肉の単独輸入の発生とコンビネーション輸入の後退として現れることになる。

したがって、TPP参加国であるアメリカとカナダからの輸入が五六%にも達している状況下で、低価格豚肉の輸入が急増する恐れが濃厚であり、国産豚肉は輸入豚肉によって単に価格低下の影響を受けるだけでなく、代

替されるため、自給率が大きく低下することが見通され
るといわざるをえないのである。たしかに、一年目ま
ではセーフガードが存在するが、一二年目には廃止され
ることになっているし、セーフガード発動時も税率は従
前の水準以下であることに注意を払う必要がある。
以上のように、農水省の影響評価は明らかに恣意的な
解釈が優越しており、過小評価という批判を免れえな
い。

4、TPP 関連政策大綱と補正予算

そこで、二〇一五年度補正予算の骨格を規定したTP
P 関連政策大綱についてみておこう。そこには、TPP
協定による影響が定量的に検証されるのに先だって対策
を講じた勇み足Ⅱ極度のマキャベリズムが有する問題性
が投影されているからである。

大綱はTPP大筋合意の下で我が国は「農政新時代」
を迎えており、一方では「攻めの農林水産業への転換体
質強化対策」と、他方では「経営安定・安定供給のため
の備え(重要五品目関連)」を二大政策体系として提
示している。

前者の内容は、二〇二〇年の農林水産物・食品の輸出
額一兆円目標の前倒し達成を目指すとして、①次世代を
担う経営感覚に優れた担い手の育成、②国際競争力のあ

る産地イノベーションの促進、③畜産・酪農収益力強化
総合プロジェクトの推進、④高品質な我が国農林水産物
の輸出需要フロンティアの開拓、⑤消費者との連携強
化、⑥規制改革・税制改正などとなっている。

後者はTPP協定発効後の経営安定に万全を期するた
めの経営安定対策の充実を内容としており、①米では国
別枠の輸入量増加が国産主食用米の需給に与える影響を
遮断するため、消費者により高い鮮度の備蓄米を供給す
る観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原
則五年の保管期間を三年程度に短縮)、国別枠の輸入量
に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。②
麦はマークアップの引き下げやそれに伴う国産麦価格が
下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給のため
に、経営所得安定対策を着実に実施する。③牛肉・豚肉、
乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対
策を充実する。肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マ
ルキン)、養豚経営安定対策事業(豚マルキン)を法制
化し、牛・豚マルキンの補填率を八割から九割に引き上
げ、豚マルキンの在庫負担率を七五%にする。肉用子牛
保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに直直
す。生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給
金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した上で、
単価を将来的な経済状況の変化を踏まえて適切に見直

す。④甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づき調整金の対象とする、ことなどが提案されている。

前者は全てが補正予算に組み込まれ、総額四、〇〇八億円のうちの三、一二二億円を占めるTPP関連対策費の位置づけを与えられている。しかし、冷静に考えればすぐ分かるように、第一に、これらの施策の方向はほとんどがこの間のアベノミクス農政で一貫して提起されてきたものばかりであって、現在のような日本農業の大転換期においては、一面では農業強化策としてもっと早くから導入すべき重要性をもった事業であり、TPP対策としてではなく、通常の農業政策の枠内で実施され、評価されるべきものである。こうした観点からすれば、第二に、畜産クラスター事業の耕種部門版である産地パワーアップ事業など、新たな事業が創設され、基金化を通じて弾力的な執行が可能となる方向が追求されていることや、麦のマークアップや牛肉関税の減少による農業予算の減少に対して政府全体で予算を確保する責任を取ることを明記した点などは農政の継続性を担保する上での新たな一歩が踏み出されたものとして高く評価してもよいのではないかと思われる。

反対に、後者は直接にTPP対策として位置づけられているものの、その多くは法制化が必要なものであ

て、TPP協定の批准と相まって改めて制度設計が求められる性格のものである。その意味では現政権が「選挙対策」として振り出した約束手形である。だとすれば、TPPの影響についてのより正確な評価の上に立った政策体系として、安定性と長期性が組み込まれたものにするのが求められるといっ

てよい。以上のような観点からすれば、補正予算はTPP対策としてこれを評価すべきものではないこと、他方で本格的なTPP対策の検討のためには、TPP協定の影響についての冷静で正確な評価こそが先行すべきことになるであろう。その際、注意を要するのは自民党の「農林水産業骨太方針策定PT」では大綱において検討項目とされた生産資材の価格形成のあり方から始まって、二〇一六年秋までに農林水産業の成長産業化をめぐる多項目の検討が行われる様相を示しているが、そこで再び「農協改革」が組上に載る可能性が見え隠れしていることである。これ以上の「農協いじめ」は「角を矯めて牛を殺す」の愚に陥る危険性を有しているからに他ならない。

5、基本計画と日本農業の行方

最後にTPP大筋合意に反対する農政運動の視点からいくつかの課題を提起してまとめに代えたい。

第一は、二〇一五年三月に制定された食料・農業・農

村基本計画の再検討である。上述のように、補正予算で提起された当面の国内対策はある意味でTPP協定が及ぼす影響の過小評価の上に立案されたものであり、現在の農業生産構造に対する改善効果をもつが、TPP対策としては不十分だといわざるをえない。この点では向後五～一〇年の農政のあり方を規定し、自給率向上目標を設定した基本計画は再検討する必要がある。大筋合意によって食料自給率が低下することはないとした農水省の試算に対して、自給率向上の政策体系を示した基本計画との整合性について政策審議会が再検討する必要性があるのではないか。そこでは新たな自給率目標の提示が課題となるだろう。また、自給率向上を旨として基本計画を立案すべしとした基本法・基本計画の体系とTPP協定との矛盾・齟齬の関係をどのように理解すべきかが問われることになる。

第二に、協定内容の全面的開示を前提にして、国会決議との整合性を含めた内容の総合的な評価を国会において実施することが求められる。この側面ではTPP反対運動は一方での違憲訴訟を含めた全面的な協定撤回運動と、他方での内容開示要求と連動した国会決議との整合性検討という相異なる局面をもつというべきであろう。

そして、第三に、農水省の定量的な影響評価を一つ的前提にしつつ、各都道府県単位での独自の影響試算を实

施し、全国レベルでの影響評価の問題点を明らかにする課題である(すでに長野県や宮崎県で実施されている)。その際の基準はまずもって一切の影響緩和対策を実施しないレベルでの影響評価におかれるべきである。なぜなら、都道府県単位での政策的対応には大きな限界のある関税削減・撤廃に伴う影響評価を、政策対応をも含めて検討することは余り意味があるとはいえないからである。

ともあれ、大筋合意の実施は決して既成事実ではないことの確認から始めることが肝要ではないか。

(注)

(1) 以下の2と3は谷口信和「TPP交渉大筋合意と日本農業の行方」衆議院調査局農林水産調査室『「TPP協定と将来の我が国の農林水産業」についての学識経験者等の見解』二〇一六年一月、を下敷きにして大幅に加筆した。

(2) 農水省「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定に関する説明会(平成二七年一〇月九日)概要」二五ページ。

(3) 農水省「農政新時代」二〇一五年一二月、六ページ。

(4) 同右、一ページ及び農水省「農林水産物の生産額への影響について」二〇一五年一二月二四日、一ページ。

「TPP米対策」に疑問あり

東京農工大学名誉教授 梶井 功

(一)

農水省が自民党農林水産戦略調査会・農林部会合同会議（一五・一一・四）に提出した。「品目毎の農林水産物への影響について」によると、米についてのTPP合意内容は

- ・ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（三四一円/kg）を維持。

- ・ その上で、既存のWTO枠（七万トン）の外に、米国・豪州に対して、SBS方式の国別枠を設定。

〔米国・五万トン（当初三年維持）↓七万トン（二三年目以降）豪州・〇・六万トン（当初三年維持）↓〇・八万トン（一三年目以降）〕

と整理されており、この合意内容が国内米生産に及ぼす影響等を調べた「結果分析」は

- ・ これまでの基本的な輸入の枠組みは変更せず、関税撤廃の例外や現行の国家貿易制度の維持など、多

くの例外措置を獲得。



- ・ したがって、国家貿易以外の輸入の増大は見込み難い。

- ・ 他方、国別枠により輸入米の数量が拡大することで、国内の米の流通量がその分増加することになれば、国産米全体の価格水準が下落することも懸念されることから、備蓄運営による外国産米の主食用米生産に対する影響の食い止めの検討や、更なる競争力の強化が必要。

となっていた。

「備蓄運営による外国産米の主食用米生産に対する影響の食い止めの検討」内容がはっきりするのは一五年一月一七日の合同部会が決定した「農業新時代」努力が報われる農林水産業の実現に向けて」の中でであり、こう書かれていた。

2、経営安定・安定供給のための備え（重要五品目
関連）

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

(1)米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点を踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則五年の保管期間を三年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ入る。

(二)麦、(三)牛肉・豚肉・乳製品、(四)甘味資源作物については略

一五年十一月二五日、内閣官房TPP総合対策本部が「総合的なTPP関連政策大綱」を決定するが、農林水産物、特に重要五品目に関する記述は、「農業新時代」での以上の記述とそっくり同じである。これが安倍内閣の方針となっているとしていい。

市場に出回る米の量が増えないようにすれば、輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を

遮断することができるといえるのだが、そんなことで「遮断」できるだろうか。

(二)

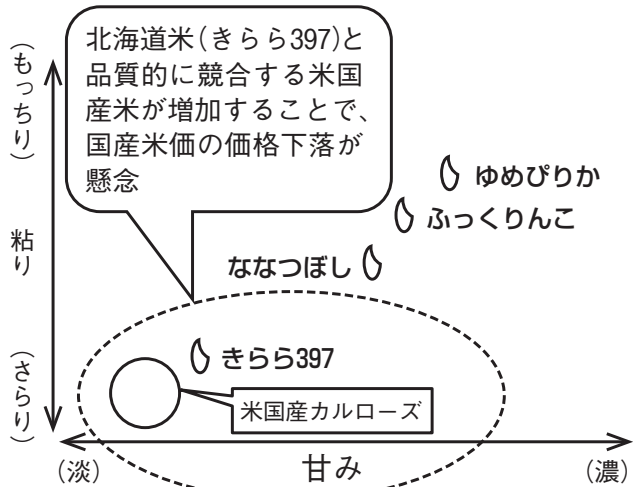
TPPで新たに増える米輸入量——発効当初三年、アメリカ五万トン、豪州〇・六万トン、以降漸次増えて三年目以降は七万トンと〇・八万トンになる——に相当する量の備蓄用国産米買増しをするから、市場に出回る米の量は変わらないというのだが、増加する輸入米自体は市場に出回る。国産米に比べ低価格だから、恐らく業務用米として歓迎されることになる。

この点について、一五年一月六日、自民党農林水産戦略調査会・農林部会合同会議が分野別団体等からTPPに関する要望を聴取したとき、北海道庁は「本道の農林水産業の持続的発展に向けて」と題する資料を提出したが、その中で次のような図（第一図）を示しながら問題点をこう指摘していた。

「現行の国家貿易制度や枠外税率は維持されたものの、米国及び豪州に特別枠が設定。『きらら397』と品質的に競合する「米国カルローズ」の輸入が増加すれば、北海道米を含めた国産米の価格低下が懸念。

・北海道では、生産数量目標の達成に取り組んできた中、米の輸入が増加することにより作付意欲の

第1図 北海道庁提出資料中の図



減退が懸念。

そして、今後の“対応のポイント”として“国によるコメ輸入枠拡大の確実な影響回避”を訴えていた。

手許にあるポケット農林水産統計（平成二五年度版）で、平成二三年産米の相対取引価格（出荷業者）を見る

と、全国一〇の産地別品種別銘柄価格が表示されているが、そのなかで北海道きらら397の価格以下の価格の産地別品種銘柄は一七銘柄ある。これらの銘柄は、北海道きらら397以上にきびしい条件下に置かれることに当然なるだろう。北海道庁がきらら397を取り上げて問題にしたことは、北海道だけの問題ではないということである。

が、内閣官房TPP政府対策本部が昨年一二月二四日に発表した「TPP協定の経済効果分析について」に附記されていた「農林水産物への影響」では、米の生産減少額は〇となっていた。低価格輸入米の市場流通が国産米市場価格に及ぼす影響など全く無視されているのである。この点に関わって“TPP影響試算農家不信”と題した一五・一二・二五付は日本農業新聞の記事を引用させていただこう。

“宮城県栗原市で米五一ヘクタール、大豆六〇ヘクタールを経営するアグリ東北専務の鈴木勲夫さん（五七）は、米については生産量、額ともに影響はゼロとした政府試算に疑問を示す。

「米の生産額に影響がないとは言えない。政府は国産米を政府備蓄米で買い入れると言っているが、業務用米を求める業者は安い米を求めている、安い輸入米が入ってくれば国産米も安値誘導される」とみ

る。

その上で「少子化の中、米の消費が増えることは難しい。米価は下がる要素しかないのは明らかだ」と指摘する。

(三)

ところで「消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則五年の保管期間を三年程度に短縮）」というのは、どういう備蓄米運営システムにすることを考えての話なのだろう。

現行の備蓄米運営方式は、作凶指数九二という一〇年に一度の不作や作凶指数九四の通常程度の不作が二年連続しても国産米で対処できる備蓄水準として一〇〇万トン想定、毎年二〇万トン程度を播種前契約で購入、通常は五年持越となった段階で飼料用等として売却する、という方式である。主食用途には備蓄米は売却しない。主食用からは「棚上げ」する方式である。

「消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する」ということは、備蓄米を主食用として売却するということなのだろうか。つまり、二〇一〇年までとっていた回転備蓄方式に戻るといふことなのだろうか。

この点についての政府の説明はないが、農水省が作成した「米をめぐる状況について（参考資料）」（平成二七

年一一月）の中に「総理・農林大臣の御発言（米関係）」がある。農水省作成資料で「総理・農林大臣の御発言」など私は見たことがなかったが、備蓄米運用方式を改めるのに重要な「御発言」と事務当局は判断して資料の中に入れたのであろう。棒線を附してあった部分のみだが、こういう「御発言」だった（「内が棒線部分」）。

安倍内閣総理大臣（一五・一〇・六）

……「市場に流通する米の総量は増やさないようにする」

林前農林水産大臣（一五・一〇・七）

「毎年の政府備蓄米の運営、これを直しまして、国別枠の輸入量に相当する数量の国産米をですね、確実に政府が備蓄米として収獲前入札によって買い入れまして、市場の流通する主食用米の総量が増加しないようにすることを通じてですね、輸入量の増加が、国産主食用米の生産や価格に与える影響を遮断することによってですね、確実に再生産が可能となるようにしていきたい……」

森山農林水産大臣（一五・一〇・七）

「五年も経ったコメをですね、主食米として供給するのがいいのかどうかということを考えますと、そこはもうちょっとスパンを短くしておくことの方が「が国民に対する優しさなのではないかな……」

森山農林水産大臣（一五・一〇・三一）

「五年経ったものを凶作があったとはいえ、国民の皆さんに提供していくことが、良いのかという議論も少し考えないといけない……もう少しスパンを短くするという、国民の要望というのも、受け止めていかなきゃならない……。……輸入をしてきて、市場に輸入米の關係で、市場の価格に影響を与えないような形で、隔離する……前大臣がお述べになったことと、私は、全く考え方を同一にしている……」。

森山農水相の発言が「消費者に……供給する観点」での備蓄米運営見直しを方向づけたように、この資料の作り方からは読める。

とするなら「棚上げ」から「回転」への運営方式の転換が予定されていると推測していいだろう。ついでに言えば、二〇一〇年初めて政権の座についた民主党内閣の赤松農水相が、回転備蓄から棚上げ備蓄への転換を言ったとき、事務当局は「棚上げ方式は回転方式に比べ四倍超の……財政負担が求められる」という試算を示して難色を示したそうだが、今度は逆だから回転方式への復帰は歓迎なのかもしれない。

棚上げ備蓄方式は米価変動を押さえる岩盤の一つになり得るのに、回転備蓄方式は常に市場圧迫要因として作

用する。我が国の現状では絶対に回転備蓄方式はとるべきではないと私は考える。この点について、かつて書いた一文を引用させていただきたい。「高橋是清に学べ」と題して「月刊JA」（九七年一月）に掲載してもらった小文である。

（四）

古い話で恐縮だが、昭和六年、恐慌の打撃を最も強く受けた生糸の滞貨は一一万俵に達し、糸価安定融資法による融資総額は一億三四〇〇万円にもなった。米一俵七円くらいのときの一億三四〇〇万円である。いまなら二五〇〇億円くらいになるうか。翌七年この滞貨処分のために、糸価安定融資担保生糸買取法及び糸価安定融資損失善後処理法によって一〇万俵の滞貨生糸を一括買上げる特別措置を時の政府は行った。

その立法のときのことだが、前年には官吏減俸までやった財政難のなかでの巨額の財政負担に気兼ねした農林省原案は、糸価が一定水準に回復したらただちに売却し、国からの借入金は元利返済するというものだった。が、この要綱案に対し、蔵相高橋是清は、

「糸価を維持するには、過剰分を品川の海へでも放り込むのがいちばんよいのだ。それを、値が上がったからといって、すぐ市場に売り出してみろ、少し上がりかけた値がまた下がるのは目に見えている」

といって、「糸価が回復したら買収生糸を放出する」という要綱案の一項を、みずから朱筆をとって二本棒で消してしまったという（赤島昌夫「農政みみづくろ」楽游書房二四〇ページ）。

今日、食糧法施行二年目にして、米政策は混迷の極みにあるといっていだらう。この混迷の最大の要因は、ミニマム・アクセス米を含む政府備蓄米の運用方式の誤りにあると私は思う。備蓄を回転備蓄として運用する限り、備蓄米はつねに市場圧迫要因として作用する。今年のように、古古米、古米の売却を焦るあまりに値引き販売するに至ってはなおさらのことである。

備蓄はいうまでもなくいざというときの保険である。保険は無事だったら掛け捨てが常識だ。平年時には備蓄米を放出しなければならぬような事態が起きなかった天の恵みを感じて、古米は「品川の海へでも放り込む」まではしなくとも——もっとも品川の海もなくなってしまうが——飼料用として払い下げるなり、途上国への援助に充てるなどして棚上げすべきなのである。そうしてこそ備蓄政策といえるのである。高橋是清に学ぶのは、いまからでも遅くない。

TPP「大筋合意」が国産麦に及ぼす影響

岩手大学教授 横山 英信

1、麦に関する「大筋合意」の概要

「麦」の範囲は、小麦、大麦、麦芽、麦の加工品・調整品である。これらに関する「大筋合意」の概要は、TPP政府対策本部の「環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）の概要（更新版）」（以下、「協定概要」）では表1のように説明されている。

ただし、麦に係る「大筋合意」をめぐる内容はこれに限られない。他の政府文書を見ると、「協定概要」では触れられていないが見逃すことのできない事項が示されている。以下、これらにも触れながら、「大筋合意」が国産麦に及ぼす影響について検討する。

2、小麦・大麦に係る現行の政策的枠組み

最初に小麦・大麦（裸麦を含む）に係る現行の政策的枠組みを簡単に確認しておこう。

輸入に関しては、一九九五年のWTO協定発効時に、従来の輸入割当・輸入許可制が廃止され、関税化された。ただし、そこではカレントアクセス（輸入量を維持・拡大するための輸入機会の提供。食糧用と飼料用の合計。現在、小麦五七四万t、大麦一三六・九万t）とWTO枠については国家貿易による輸入が行えることとされ（カレントアクセスを上回った分も国家貿易での輸入ができる）、そこでのマークアップが認められた（現在の上限は、小麦四五・二円/kg、大麦二八・六円/kg）。WTO枠外は民間貿易による輸入に対してはマークアップよりも高い関税相当量（枠外税率（現在五五円/kg）が課されたため、枠外輸入はほとんどなかった（枠外輸入は一部特殊用途のみ）。

小麦も大麦も国内生産量よりも輸入量の方が圧倒的に多いため（二〇一三年度の自給率は小麦一二％、大麦九％）、国産麦の取引価格はほぼ輸入麦の政府売渡価格に

表 1 麦に関する「大筋合意」の内容

2 麦：

(1) 小麦

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55円/kg）を維持。
- ② 米国、豪州、カナダに国別枠を新設（計19.2万t（当初）→25.3万t（7年目以降）・SBS方式）
- ③ 既存のWTO枠内のマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）を9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要5銘柄以外的小麦を輸入する場合にはマークアップを9年目までに50%削減した水準に設定。
- ④ 小麦製品については、小麦粉調整品等にTPP枠又は国別枠を新設（4.5万t（当初）→6万t（6年目以降））し、国家貿易制度で運用している小麦製品は、引き続き全て国家貿易制度で運用。また、マカロニ・スパゲティは、関税を9年目までに60%削減。

(2) 大麦

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（39円/kg）を維持。
- ② TPP枠を新設（2.5万（当初）→6.5万t（9年目以降）・SBS方式）。
- ③ 既存のWTO枠内のマークアップを9年目までに45%削減し、新設するTPP枠内のマークアップも同じ水準に設定。
- ④ 麦芽については、現行の関税割当数量の範囲内において、米国、豪州、カナダの国別枠を設定（計18.9万t（当初）→20.1万t（11年目以降））。

「輸入価格＋マークアップ」の水準で決まるが（二〇一三年産小麦は全銘柄平均二九六〇円/kg、それでは国産麦の生産コスト（二〇一三年産小麦の全算入生産費は全国平均で八五〇六円/kg）はカバーできない。そのために補填措置がとられ（現在は経営所得安定対策の一部である、麦に係る「畑作物の直接支払交付金」がこれに対応し、小麦は六〇kg当たり一等で六四一〇円～五七〇〇円、二等で五二五〇円～四五四〇円）、マークアップはその財源に充てられてきた（図1）。以前は補填総額をマークアップ総額内に収める「内外麦コストプール」方式がとられていたが、現在は一般会計からの繰り入れも行われている。

3、「大筋合意」が及ぼす影響について

(1) 輸入量について

「大筋合意」では小麦・大麦とも新たに食糧用輸入の国別枠が設けられた。これに関して農林水産省「品目毎の農林水産物への影響について」（二〇一五年一月。以下、「影響について」）では、小麦について「新たな枠を通じた輸入は、既存の枠を通じて現在輸入されているものの一部が置き換わることが基本で、国産小麦に置き換わるものではない。」「したがって、輸入の増大は見込み難い」としている。大麦についても、「小麦」という

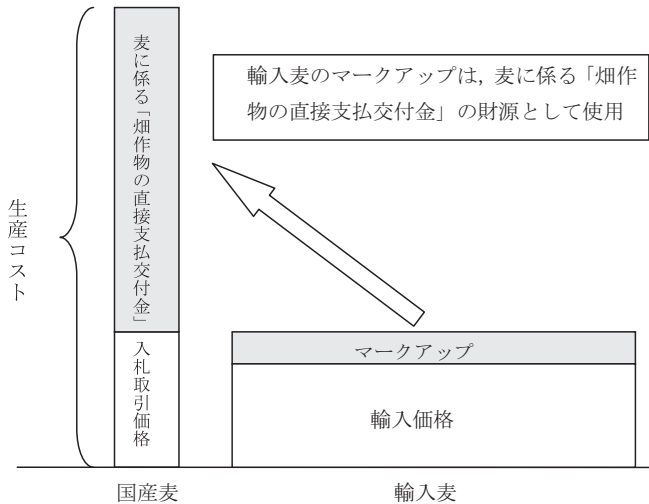


図1 国産麦と輸入麦の価格関係

語句を「大麦」に変えただけで同じ文章である。小麦・大麦とも輸入先は、国別輸入枠が設定される米・カナダ・豪州の三ヶ国にはほぼ限られており、近年ではこの三ヶ国でWTO枠をほぼ使い切っている。WTO枠を前提にして新たに国別枠を設け、一方でそれが輸入

総量増大に繋がらないようにするには、三ヶ国にWTO枠内の既存の輸入量を減らしてもらおうしかない。しかし、「大筋合意」がそのようなものであるうはずがない。既存の輸入量にプラスして国別枠での追加輸入を行うとされたもの、と捉えるのが自然である。

それなのに、WTO枠とは別に国別枠を設けるにもかかわらず、「輸入の増大は見込み難い」とはどういうことか。ここには次のような「からくり」があると推察できる。

「協定概要」とは別の政府文書を見ると、「大筋合意」に対応して飼料用麦を民間貿易に移行させることになっている。先に触れたようにWTO枠は「食糧用と飼料用の合計」であるから、飼料用麦が民間貿易に移行すれば、飼料用小麦（約五〇万t）と飼料用大麦（約一〇〇万t）がWTO枠から外れる。この分を国別輸入枠に充てれば、小麦・大麦とも、WTO枠での既存の食糧用輸入に国別輸入枠での輸入を上乗せしても、その合計輸入量はWTO枠内に収まることになる（図2）*。

こうすれば「新たな枠を通じた輸入は、既存の枠を通じて現在輸入されているものの一部が置き換わるものが基本で、国産小麦（大麦）に置き換わるものではない。」とできるのである。飼料用麦の民間貿易への移行はこのために「考案」されたと考えられる。

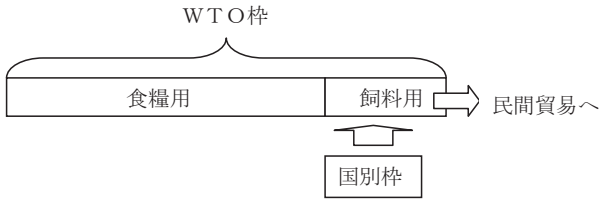


図2 麦におけるWTO枠と国別枠との関係（推察図）

* 国別枠の輸入量はWTO枠から外れる飼料用麦の量に満たない可能性があるため、「大筋合意」に基づく輸入が行われれば、国家貿易での輸入量がWTO枠を満たせない場合が生じるかもしれない。しかし、カレントアクセスは現行輸入量の維持・拡大を目的として設定されたものであるため、国家貿易と民間貿易を合わせた輸入量が現行を下回らなければ、WTO協定上の問題にはならないと考えられる。

しかし、見ておかねばならないのは、WTO枠・

国別枠を合計した食糧用麦の輸入量は増加するであろうことである。また、民間貿易に移行する飼料用麦についても輸入量の維持・増加が見込まれるのだから（政府文書では「食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマークアップを徴収しない民間貿易に移行」となっている）、食糧用・飼料用を合わせた小麦・大麦の輸入量は全体として増加するだろう。これは当然、国産麦の生産を圧迫する。加えて、次に見る

ようにマークアップの削減は国産麦の生産に直接的な打撃を与える。

また、「影響について」では「国家貿易により国内産麦では量的又は質的に満たせない需要分を計画的に輸入する仕組みを維持」としているが（以前からも政府文書ではこのような説明が行われていたが）、これは、今後、輸入増大・国内生産減少という状況が生じた場合に「TPPによって輸入が増えたのではない。国内の麦生産が減少したから輸入を増やしたのだ」と強弁するための伏線としての意味を持つ。

(2) マークアップについて

マークアップは小麦・大麦とも九年目までに四五%削減するとされた。この削減率は上限額に対してではなく、現行額（小麦約一七円/kg、大麦約八円/kg）に対してである。「大筋合意」に関する関税率表の一般注記を見ると（本稿執筆時点ではまだ日本語訳されていない）、小麦は一年目一六・二円/kg↓九年目九・四円/kg、大麦は一年目七・六円/kg↓九年目四・四円/kgである。

マークアップ削減は国産麦に二つの影響を与える。一つは国産麦の取引価格の低下であり、もう一つは麦に係る「畑作物の直接支払交付金」の原資の減少である。

先述のように、国産麦よりも輸入麦が圧倒的に多い中で国産麦の取引価格は輸入麦の政府売渡価格の水準で決まる。マークアップは輸入小麦政府売渡価格の中で三割程度を占めているため、マークアップの四五%削減は国産小麦の取引価格を一五%程度低下させる（輸入価格の下下によって取引価格の下げ幅は変わるが）。

また、小麦のマークアップの約一割が輸入小麦の政府関係経費に、約九割が麦に係る「畑作物の直接支払交付金」に充てられていることを考えると、マークアップの四五%削減は麦に係る「畑作物の直接支払交付金」の単価を五〇%減少させる。

そうすると、単純に計算して、これら二つの影響で小麦の生産者手取価格は三八%程度減少することになる（先述のように輸入量は増加するだろうから、それによってマークアップ減少は若干減殺されるだろうが、他方で、小麦の輸入増加と後述する麦加工品・調整品の輸入増加は生産者手取価格を引き下げる効果を持つ）。

これについて政府の「総合的なTPP関連政策大綱」（二〇一五年一月二五日）は「マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実行する。」としており、これを前提として、TPP政府対策本部が公表した「農林水産物への影

響について」（二〇一五年二月二四日）では小麦・大麦とも生産減少率〇%とした。

しかし、麦に係る「畑作物の直接支払交付金」が「マークアップ—政府管理経費」だけでは賄えずに一般会計からの繰入れが行われている現況の下で（表2）、取引価格低下分と「畑作物の直接支払交付金」単価引下げ分を一般会計から追加補填することが本当にできるのだろうか。TPP政府対策本部の「関税収入減少額及び関税支払減少額の試算について」（二〇一五年二月二四日）によると、二〇一四年度に八九四億円あった麦のマークアップはTPP発効後九年目に四〇二億円減少することになる。

この間、飼料用米の「水田活用の直接支払交付金」Ⅱ転付奨励金の大幅減額が求められているような一般会計の状況では、それは困難であろう。この下では麦に係る「畑作物の直接支払交付金」の単価は大幅に引き下げられ、国産麦の生産はコスト割れによって大きく減少するだろう。麦の「水田活用の直接支払交付金」まで削減されれば、国産麦はさらに打撃を受ける。

(3) 麦芽について

麦芽は「現行の関税割当数量の範囲内において、米国、豪州、カナダの国別枠を設定」としている（枠内は無税）。

表2 麦に係る「畑作物の直接支払交付金」と輸入麦政府
売買差益の推移

(単位: 億円)

年度	国内産麦 振興費 ①	輸入麦 売買差益 ②	麦収支 ②－①
2005	1,043	787	▲ 256
2006	998	642	▲ 356
2007	915	201	▲ 714
2008	913	251	▲ 662
2009	813	1,090	277
2010	756	811	55
2011	851	886	35
2012	996	725	▲ 271
2013	938	651	▲ 287

注1) ①は経営所得安定対策の「畑作物の直接支払交付金」のうち、麦への交付金を推計した額。

2) 輸入麦売買差益はマークアップから政府管理経費を除いた額。

(出所) 農林水産省「麦の需給に関する見通し」(2015年3月)の参考表を一部修正。

政府資料によると、二〇一〇一三年度の三ヶ年平均で、麦芽の関税割当数量は五三・三万tであり、米国・豪州・カナダの三ヶ国で二六・五万t(TPP交渉参加国ではこの三ヶ国のみ)、三ヶ国以外の割当数量が二六・八万tである。

それゆえ、先の小麦・大麦のWTO枠とは異なっており、国別枠(発効時一八・九万t→一年目二〇・一万t)を新たに設定しても、三ヶ国以外からの輸入量を減じれば、三ヶ国の割当数量を減じることなく、輸入総量を五三・三万t内に収めることができる。枠外税率は二一・三円/kgなので、枠外で入ってくる麦芽はほとんどないと考えられる。「影響について」が「ビールの原料となる大麦の麦芽は、国別無税枠が設定されるが、国別枠による輸入は現行の関税割当制度による輸入の一部が置き換わるもので、国産に代替するものではない。」としているのは、この条件が満たされる限りでは、そのとおりである。

しかし、注意すべきは、麦芽の関税割当数量の枠は需要動向に応じて変動する仕組みになっていることである。これは、三ヶ国以外からの輸入減少分が新たな国別枠による三ヶ国からの輸入増加分を下回り、輸入総量が五三・三万tを上回ったとしても、関税割当数量枠を拡大すれば「輸入量は枠内に収まった」「国別枠による輸入は現行の関税割当制度による輸入の一部が置き換わったもの」と強弁できることを意味する。

また、麦芽輸入に関しては、麦芽そのものに加えて、国産麦芽用の輸入大麦にも目を向ける必要がある。この麦芽用輸入大麦(食糧用輸入大麦の一部)は近年は毎年

三万t程度であるが、先に見た飼料用輸入大麦の民間貿易移行に伴うWTO枠の「余裕分」でその輸入量が拡大する可能性もある。

国産のビール用大麦は、麦作農家とビール会社との契約生産であり、麦に係る「畑作物の直接支払交付金」の対象外であるため、その価格はマークアップ削減の影響を直接には受けない。しかし、関税割当数量の枠の拡大や麦芽用輸入大麦の増加の影響で国産ビール大麦の契約数量が減少するならば、「影響について」が「国内産ビール大麦のビール会社による引取りは維持されるもの」と想定され、特段の影響は見込み難い」と言うようにはいかなくなる。

(4) 麦加工品・調整品に関して

国家貿易品目である小麦粉や小麦加工品・調整品などは、発効時一万二五〇〇t↓六年目一万七五〇〇tのTPP枠が設定され、従来「一二・五%→二五%」+マークアップ」だった税率は枠内では「即時無税+マークアップ」になる。同様に国家貿易品目の大麦粉や大麦加工品・調整品なども、発効時四〇〇t↓六年目六一五tのTPP枠が設定され、「一九・二%→二五%」+マークアップ」だった税率は枠内では「即時無税+マークアップ」になる。民間貿易品目のベーカーリー製造用小麦粉

調整品とその他の小麦粉調整品にもTPP枠が設けられ（前者は発効時一万七三〇〇t↓六年目二万t、後者は同期間で一万五〇〇〇t↓二万二五〇〇t）、枠内は即時無税になる。マカロニとスパゲッティの関税は九年目までに六〇%削減、ビスケットは六年目に無税になる。

これらはいずれも、麦加工品・調整品の輸入を増加させ、製粉業を含む国内の麦加工業に打撃を与える可能性を持つ。この下では、麦加工業者は競争力強化のために政府に対してマークアップのいっそうの切下げを求めるだろうが、これは国産麦のさらなる減少へと繋がる。

4、おわりに

見てきたように、「大筋合意」の内容どおりに事態が進めば、経営安定所得対策がこれにとでも対応できないと見られる中、国産麦の生産は将来的に相当程度の打撃を受けることになる。安倍政権は「攻めの農林水産業への転換」を叫ぶが、将来展望が見えない中で、「経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲」（「総合的なTPP関連政策大綱」）が出てくるだろうか。

今こそ、TPP交渉参加に関する国会決議（二〇一三年四月）に照らして「大筋合意」の内容を詳細に検証する必要がある。

増産・増反機運に逆行するTPP大筋合意

―ビートを中心に―

北海道大学准教授 東山 寛

1、はじめに

一四砂糖年度（一四年一〇月～一五年九月）における我が国の砂糖供給量（実績値）は一九七万五千トンであり、このうち国内産糖は七三万七千トン、輸入糖は一二三万八千トンで、国産割合は三七％である（農水省「需給見通し」による）。一四年度の砂糖類の食料自給率（概算）は三一％であり、同じ畑作物である小麦の一三％、大豆の七％、でんぶんの八％（一三年度）と比べても相対的に高い。砂糖が国民の食生活になくってはならない食品として、自給が重視されているあらわれと受け止めた

い。

国内産糖生産量（分蜜糖）の七二万九千トンのうち、てん菜糖（ビート）が六〇万七千トン、甘しゅ糖（さとうきび）が一二万二千トンを占めており、てん菜糖は八

三％と大きなウェイトを占める。また、ビートは北海道の普通畑作にとって、なくてはならない基幹作物である。十勝型の四年輪作（ムギ↓ビート↓マメ↓イモ）、オホーツク型の三年輪作（ムギ↓ビート↓イモ）のどちらにおいても、輪作物の一角に位置づいている。

他作物と比べたビートの特徴は、①収益性が高いこと、②多労的であること、③地域経済への貢献が大きいこと、の三点を挙げることができよう。

①②について、十勝管内の中札内村農協が一二年に策定した農業振興計画で用いている数値を紹介しておく

と、ビート（移植）の一〇a当たり所得（交付金込み）は五七、八八四円で、秋まき小麦（二七、六五七円）、小豆（四三、五〇二円）、いんげん（金時三〇、七一一円、手亡三九、四九六円）、食用ばれいしょ（四九、三〇九円）、でんぶん原料用ばれいしょ（三四、六二九円）

等、どの作物よりも高い。ただし、一〇a当たり労働時間は一・四一時間であり、食用ばれいしょ（一二・〇三時間）に次いで多労的である。これは、普通畑作物の中で唯一、育苗を要する作物であることと関係している（後述）。

③について、ビートは原料作物であり、道内では三社・八工場体制のもと、てん菜糖業が操業している。工場はいずれも農村部に立地しており（日本甜菜糖業・芽室・美幌・士別、北海道糖業・本別・北見・伊達、ホクレン・清水・斜里）、畑作中核地帯の十勝・オホーツクに拠点がある。北海道農政部が一三年三月に公表したTPP影響試算によれば、関税撤廃・壊滅シナリオに基づく関連産業（砂糖製造業）への影響額は九〇八億円に上り、関連産業影響額の全体（一二品目・三、五三二億円）のほぼ四分の一を占めている。

このように、農業経営にとっても、また、地域経済にとっても重要な位置づけをもつビートであるが、最近数年間は思いがけない生産不振に悩まされてきた。

2、生産不振からの脱却

第一に、作付面積の減少に歯止めがかからなかったことである。大きな政策変更（品目横断対策）が行われた〇七年前後から見ておくと、〇六年の作付面積は全道で

六七、三六四haであったが、以降は作付減少が続き、二年にはついに六万haを割り込んだ（農水省「需給見通し」の掲載数値）。一四年は五七、二三四haとなっており、〇六年対比で一万haの減少である。要因のひとつは、担い手の加齢に伴う育苗作業の困難化にあると言われている。ビートの移植栽培では、育苗にペーパーポットを使用する。土詰めして播種したものを、移植直前にかん水することもあり、一冊（標準一、四〇〇箇）の重量は五〇kgを超えることもある。一〇a当たり六冊を使用するとすれば、北海道一戸当たり平均の七・七ha（一四年）で二三トンの重量をハウスから圃場に動かすことになる。このような労働負荷の高い作物は、他に見当たらない。直播栽培や、それと組み合わせるべく自走式の水畦ハーベスターの導入も進められてはいるものの、まだまだ一般的ではない。

第二に、生産の不安定性である。ビートの総生産量・産糖量ともに、近年のピークは〇八年であり、産糖量は七二万五千トンに達した。ところが、一〇年から一三年までは連続して収量・糖度（歩留り）が伸び悩み、産糖量も六〇万トンを下回る年が続いた。このことが、作付減少にさらなる拍車をかけた。周知のように、ビートは〇七年からの品目横断対策（経営所得安定対策）に続いて、一一年から戸別所得補償制度の本格実施にとりこま

れた（実質的に一三年までの三年間）。その際、数量払いに移行している。この時の基準糖度は一七・一度であったが、全道平均の糖度は一年…一五・九%、二年…一四・八%、三年…一六・一%という状況であった（同前）。この低糖度がまた収益低下をもたらす要因となり、不作↓収益性の低下↓作付減少という悪循環からなかなか抜け出すことができなかった。

第三に、調整金収支の悪化問題がある。砂糖の調整金収支は、農畜産業振興機構（A L I C）の砂糖勘定として示されるが、各年度の期末残高は〇二年以降、赤字体質が定着している。なかでも、〇五年及び〇九年には、累積赤字が七〇〇億円を超える事態となった（農水省、砂糖及びでん粉をめぐる現状と課題について「一五年九月」）。こうした状況下で、品目横断対策に移行した〇七年から、交付対象数量を六四万トンに抑え込む措置がとられてきた。この「過剰」下でとられたスキームが、原料糖制度、市場隔離、バイオエタノールへの転用などである。これらは一〇年以降の連続不作でその役割が薄れ、単年度で見れば調整金収支は改善しているものの、過去の巨額の赤字を背負っている状況には変わりがない。直近の一五年度第二四半期でも、なお一〇七億円の欠損を抱えている（A L I C「砂糖」のページ掲載資料）。

連続不作から脱したのはようやく一四年になってから

である。それと同時に、数量払いの仕組みは変えなかったものの、交付金単価が見直された。具体的には、基準糖度を一七・一度から一六・三度に引き下げたのである。これは、助成単価の実質的な増額を意味した。見直し後の基準糖度一六・三度でトン当たり七、二六〇円が支払われるが、見直し前は同じ糖度で五、九一四円であるから、一、三四六円の実質的な引き上げである。一四年実績に基づく北海道糖業の試算によれば（一五年一月の広報紙による）、トン当たり品代（販売代金）は一万二、〇〇〇円、交付金は八、〇〇〇円であり、計二万円となる。前年（一三年）の一万六、〇〇〇円と比べても四、〇〇〇円の増益である。一〇aあたりで見ても同様であり、前年比二万五、〇〇〇円の増益である。

生産サイドは、こうした環境変化に素早く反応した。前述したように、ビートが相対的に有利な作物であることには変わりがないからである。一五年は作付面積が前年比一、四〇〇ha増と、久々の増反を示した。加えて、一五年はさらに豊作基調となり、平均糖度も一七・三度、産糖量は六六万九、〇〇〇トンと見通されている（一五年一二月の「需給見通し」による）。強調したいのは、ようやく明るい兆しが見えてきたビート生産に冷水を浴びせるのがTPPだということである。

3、TPP大筋合意の内容

一五年一〇月五日の大筋合意に先立ち、牛肉・豚肉やコメ、さらには小麦について「数字入り」の報道が行われてきたが、砂糖については大筋合意までわからないままであった。政府の一次公表資料で強調されたのは、①高糖度粗糖について「関税を無税とし、調整金を少額削減」、②加糖調製品について「品目ごとにTPP枠を設定」（当初六・二万トン→九・六万トン）というものであり、これはその通りだろう。しかし、いささか解説を要する。

まず、我が国が精製糖の原料として輸入している粗糖は、糖度が九八・五度未満のものが一般的であり、これを「一般粗糖」と称する。これに対して、従来の「高糖度粗糖」は九八・五度以上九九・五度未満のものを指す。九八・五度以上になれば、それは製品としての「精製糖」である。国境措置は、一般粗糖が「無税（枠内）＋調整金四〇・五円」（kg当たり、以下同じ）、高糖度粗糖が「関税二一・五円＋調整金四二・四円」、精製糖が「関税二一・五円＋調整金五七・四円」である（調整金は政府資料掲載の現行水準）。この三区分からすれば、精製糖はもちろんのこと、高糖度粗糖も輸入抑制的に働いてきた。

これに対して、①の譲歩内容は、従来の高糖度粗糖を二区分して、九八・五度以上九九・三度未満のものを「無税＋調整金三九・〇円」とし、九九・三度以上九九・五度未満は従来通りの扱いとする、というものである。便宜的に、前者を業界の呼び名にならってハイポールと称しておく。明らかに、ハイポールの輸入促進策である。

実は、先行する日豪EPAでも同様の譲歩が行われていた。しかし、この時はハイポールの調整金水準を、一般粗糖よりも高く設定していた。一四年四月の大筋合意時点の資料に掲載されている数字を引いておけば、一般粗糖の調整金は三五・二円、ハイポールは三六・一円である。TPP大筋合意では、両者の調整金水準の上下関係を逆転させていることに特徴がある。そして、この両者の関係は固定的である。政府は十分に説明していないが、昨年一月五日に公表された協定文（暫定版）を見る限り、日本の市場アクセスに関する注釈の該当部分では、ハイポールの調整金を一般粗糖の「一・五円安」とすることが明記されているのである。豪州にとってみれば、日豪EPAプラスの譲歩を獲得したことになるだろう。

先の政府資料では、ハイポールでの譲歩を「要望のあった」と前置きしている。それを行ったのは豪州と精製糖業界自身だろう。日本の粗糖輸入は、タイ、豪州、南

アフリカの順に多く、一三年はこの三国で九五%を占めている（農水省「品目別参考資料」一五年一月）。トプのタイのシェアは五一%、続く豪州は三四%を占めている。仮にTPPが発効すれば、豪州産が大きくシェアを伸ばす可能性がある。精製糖業にとってみれば、ハイポールは調整金負担も軽減され、歩留まりも向上するので、当然そうなるだろう。その結果、いわゆる「貿易転換効果」が働くことになる。このことは、農水省による「影響分析」（一五年一月）でも言及され、「タイ産の粗糖の一部がTPP参加国産の高糖度原料糖に代替される可能性」が示唆された。この場合、TPP参加国とは豪州をおいて他にない。そして、昨年末によく公表された「影響試算」では、調整金の削減がkg当たり二円分の価格下落をもたらすことを前提として織り込んでいる。

北海道農協中央会は、輸入粗糖の全量が豪州産のハイポールに置き換わるとすれば、調整金収入は約二〇億円の減収になると試算している（一五年一月）。先述したように、今なお赤字を背負っている調整金収支にとつて、減収は鬼門だろう。

もうひとつの問題が、加糖調製品である。重要五品目に区分されてきた砂糖のライン数は八一であるが、本体の一七類に区分されているのは三一ラインであり、残り

は調製品と見て良いだろう（農水省「農産物の品目別の交渉結果概要」を参照した）。加糖調製品の輸入量は、農水省・ALICによって従来からマークされてきたが、過去一〇年間で四〇万トンから五〇万トンに増加している（前出「品目別参考資料」）。業界は、加糖調製品の砂糖含有量が約四〇万トンに達すると見ている。

TPP大筋合意の約束内容では、加糖調製品の品目ごとに関税割当（TPP枠）を設定している。代表的なココア調製品をとってみると、ココア粉（加糖）は初年目・五、〇〇〇トン↓六年目・七、五〇〇トン、ココア調製品（二kg超、板・棒状等以外）は初年目・一二、〇〇〇トン↓六年目・一八、六〇〇トンの輸入枠を設定し、枠内関税も一年目までに四・五割削減する。ALICが公表している加糖調製品の輸入実績と照らし合わせてみると、この二品目に該当するラインの輸入量は一四年で九万トン強であるが、TPP参加国に限れば五万四、〇〇〇トン程度である。国別では、シンガポールがそのうち八割弱を占めている。TPPの優遇枠は、現状の輸入量の半分弱をカバーすることになるだろう。

農水省の「影響分析」は、「安価な加糖調製品の流入により、糖価調整制度の安定運営に支障が生ずることも懸念される」としていた。「影響試算」ではさらに踏み込んで「制度対象外のか糖調製品等への関税割当の設定

等により、これらの輸入が増加」としている。すなわち、加糖調製品の輸入増加にマーケットが奪われ、価格下落圧力（試算ではkg当たり五円分）としても作用する、という懸念が示されている。

この問題に敏感に反応しているのが精製糖業界である。業界が負担している調整金は総額で五〇〇億円程度とみられるが（前出「品目別参考資料」、マーケットが奪われたうえに、国内産糖の保護財源を捻出するための負担増には耐え難い、ということであろう。昨年一月二五日に策定された「TPP対策大綱」では、加糖調製品から新たに調整金を徴収することが明記された。仮にTPPの批准手続が進められるならば、これに合わせて糖価調整法の改正が行われることになるだろう。過去には異性化糖を調整金の対象に取り込んだことがあり（一九八二年）、手法としては目新しいものではないのかもしれないが、今回は場当たりの対応と言わざるを得ない。本当に必要なであるなら、TPPとは無関係に取り組んでおくべきことだったからである。

4、おわりに

TPP大筋合意は、①豪州産ハイボールの輸入促進策による調整金収入の減収、②加糖調製品の輸入増加によるマーケットの浸食、③両者による価格下落圧力の強ま

り、といった悪影響を確実にもたらすだろう。そのことは、生産者が受け取る品代（販売代金）の低下に直結し、反面で財政依存を強めることになる。国内保護制度としては、糖価調整制度と経営所得安定対策がまがりなりにも整備されており、根幹が揺らいでいるわけではないが、調整金収支の累積赤字という長年の懸案事項を抱えたままである。TPP対策は、財源確保の問題を加糖調製品からの調整金徴収に求めているように思えるが、現時点でその具体像が示されているわけではない（注）。

調整金収支の悪化を再び招くようなことになれば、制度の存続自体も懸念される。もしもその過程で保護水準を切り下げることがあれば、せっかくの増産・増反機運もリセットせざるを得ない。ビートの生産維持は、それほどデリケートな問題になっている。最後に、ビートに限ったことではないが、国民の食生活になくてはならない甘味資源作物を、価格下落と財源不足のダブルパンチにさらして良いのか、根本的に疑問である。

（注）直近の報道によれば、加糖調製品からの新たな調整金徴収に合わせて、輸入粗糖の調整金が引き下げられる見通しである（日本農業新聞北海道版二〇一六年一月一八日）。単純に収入増とはならず、懸念は払拭されない。

TPP「大筋合意」が^①りんごに与える影響―壊滅を避けるためになすべき課題―

弘前大学名誉教授 宇野 忠義

はじめに

ニュージールランドのジェーン・ケルシー教授の指摘のように、TPPは通常の自由貿易交渉ではなく、歴史上異例の、国の主権を侵害する恐れのある内容を含む「異常な契約」です。その異常さは、交渉内容・事項の当事者外への秘密性にも現れています。

また、邦文の全文は報告されていないが、その本質は、米国を中心とした多国籍企業の利益を優先し、国境の壁・障壁を取り払い、モノ・カネ・サービス等の徹底した「自由貿易市場」の拡大をめざすものといえます。

その結果、社会的公正や福祉・厚生などに必要な規制や基準も撤廃・緩和され、競争むき出しの社会となり、陽のあたらぬ、力の弱い産業・企業が潰され、また、労働、医療、保険、金融、あるいは、食の安全、環境保全の基準、ルールも掘り崩されます。このように、経済主権・食料主権、立法権や司法権をも侵害する内容・条

項が懸念される恐るべき協定です。

本稿では、TPP交渉参加に当たって国会で決議された農産物に関する項目、事項に照らして、農業再生産の可能性を中心にして、りんごに関わる「大筋合意」の内容と政府が発表した「影響と対策」について、批判的に検討したい。

1 「大筋合意」の内容と政府発表の生産額への影響

一月に示された「合意」の概要は、りんご（生果）は現行の関税一七％を、初年度に二五％削減し一二・七％に、その後段階的に（年一・三％ずつ）削減し、一年目に関税撤廃する。りんご（果汁）は、現行の関税「一九・一％、二三％、二九・八％、三四％又は二三円/kgのうちの高い方」から、段階的に八年目又は一年一年に関税を撤廃する、と発表された。また、政府によるその影響試算が年末に示された。

表 1 りんごの生果・果汁価格、国内生産量、輸入量

		(円/kg、千トン)				
		2010	2011	2012	2013	2014
国内価格	生果	268	267	323	264	295
	果汁				# 355	# 380
国際価格	生果	222	178	212	216	217
(CIF価格)	果汁	110	151	163	174	165
価格差	生果	46	89	111	48	78
	果汁				# 181	# 215
国内生産量	生果	787	655	794	742	816
	果汁	17	12	19	13	
輸入量	生果	0.1	0.1	1.9	2.3	2.6
	果汁	79	84	88	87	89

注：農水省「農林水産物の生産額への影響について」より引用。#は、農産部推計値

試算の前提として、表 1 のような価格、輸入量などが示され、① 国産りんご果汁の価格は、関税削減相当分下落（価格の下限值）、② 競争力が弱い七月出荷の長期貯蔵りんごの価格は、関税削減相当分下落（価格の下限值）と想定して計算している。

さらに、「国内対策による影響緩和」として、① 生産性向上、高付加価値化等の体質強化対策により、上記の半分の価格低下に緩和（価格の上限値）するとともに、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込まれる、と想定している。

その二重の仮定の上で、TPP交渉参加国のみの輸入量とその直接的影響額のみを仮算している。

その結果は、りんご果汁生産額への影響へ二億四千万円減。

〔（二億四千万円/kg低下）×国内りんご果汁生産量・一万三千トン〕。

りんご生果については、りんご生産額への影響へ一億三千万円減。

〔（一億八千万円/kg低下）×七月出荷分・八千トン〕が示されている。

ちなみに、TPP交渉国からのりんご果汁輸入量は七千トン、りんご生果輸入量は二千トンである。

2 影響を極小に見積もった、根拠に欠ける杜撰な算定

以上のように、影響を極小に見積もるために、あえて三重の仮定をおいた、しかも一部、事実とかけ離れた数値を用いた杜撰な計算となっている。

果汁に関しては、果汁加工業のみの限定計算であり、加工原料生産者であるりんご農家の生産、経営に与える影響はまったく考慮されていない。そこで、これまでの果汁の輸入自由化による大打撃について簡単に触れておきたい。

りんご果汁の輸入自由化は一九九〇年に開始されたが、自由化以前の一九八五年から一九八九年の五年間平均の国内果汁仕向け量は、年間二三万六七〇〇トン、りんご一kg四九円、年間一一六億円の売り上げがあった。

自由化後は、果汁輸入量が激増し、加工用りんご価格は大幅に低下し、農家のこの部門の赤字経営が続いている。手元の古い資料であるが、二〇〇一年から二〇〇五年の五年間平均の国内果汁仕向け量は、年間一三万一七四〇トンへと一〇万トンも減少し、平均価格は一kg二二・八円、売上額は年間三〇億三六七万円へと八〇億円以上も激減している。その後も似たような状況で、輸入量が増大し、加工し向けが減少、価格も変動しながら低迷

している。

色彩の良くないもの、キズものなど二割程度は生産されるものであり、加工用に回されてきた。しかし、加工用の市場が狭まり、しかも価格の激落は、りんご経営に甚大な影響を与えた。

さらに、りんごの需要が減少する中で、生果市場がより強い競争と過剰に悩まされ、生果の価格の低下や変動の激しさに見舞われることになる。加工用と生果は連動している。

このような事実を踏まえて、影響の予測は全体的、総合的になされる必要がある。りんご生産者、経営からかけ離れた計算では意味がない。

また、予測するに当たっては、果汁の生産、流通、消費に関する事実認識、調査研究が不可欠であるが、統計が非常に限られており、整備されておらず、予測と対策が遅れている。生産者、業者、専門家が加わった予測と対策の検討が改めて必要である。この点、政策課題であろう。

つぎに生果生産への影響であるが、七月のニュージーランドの輸入のみの影響に限定して計算している。七月の国内出荷分八千トンのみが一kgあたり一八円から三五円低下すると想定している。これでは七月のみをとっても実際の出荷数量よりも大幅に少なくなっており、しかも、端境期の七月、八月は、市場価格が年間平均よりも

二・三割前後高くなっている。したがって、低下幅はより大きくなる。二重の過少計算がされている。

さらに、問題は、現状の一局面のみで予測していることである。りんごの世界第二の生産国・有数の輸出国である米国、輸出増大が著しくかつ競争力もあるチリ、さらに輸出重点国のニュージーランド、そして、世界一の生産・輸出国である中国、さらにはオーストラリアも競合国となる。それぞれが日本市場を強く意識し、狙っている。高品質で勝負すると高をくくっているわけには行かない。それぞれが強みと日本以上とも言える競争力を備えている。七月のニュージーランドの影響のみの想定は、空想的過ぎる。

世界のりんご生産は増大しており、輸出されるのは全体の一割程度であるが、生果、果汁とも熾烈な販売、市場競争を展開している。異常気象も各地で発生し、また、新たな病害虫の発生など、生産がかく乱され、さらに国際紛争がからんだ経済戦争の側面も有する。ことに、南半球のりんご生産と中国のりんご生産はきわめて強いインパクトを与えている。また、各国とも病害虫の発生と検疫問題が重要な国際交渉事項になっている。

このようなりんごの国際的な生産と市場競争に対する認識を踏まえた予測と対策が求められる。

政府の軽薄な予測は、惑わせるだけで、まったく役に

立たない。

3 「対策」の検討 ― 経営安定対策と検疫体制の強化を―

農林水産省TPP対策本部は、「農林水産分野については、重要品目を中心に、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、経営安定・安定供給へ備えた措置の充実等を図る。」「成長産業化に取り組む生産者を応援する。」として、「農政新時代」を標榜している。

そして、「攻めの農林水産業への転換」といいながら、抽象的な課題の羅列であり、目新しさは無い。目標として、「平成三三年の農林水産物・食品の輸出額一兆円目標の前倒し達成を目指す。」ことが宙に浮いて示されている。

「次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成」が重要課題であるが、政策課題の体系性、継続性も示されていない。

「国際競争力のある産地イノベーションの促進」についても、「産地パワーアップ事業の創設」により農業の国際競争力の強化を図る、としているが、新たな具体策は無い。

「消費者との連携強化」では、「消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。」として、食の安全や表示、検疫体制の強化などが示されている。

補足的な具体策では、「農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備」、「生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料など）価格形成の仕組みの見直し」、「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」が挙げられている。また、収入保険制度の導入の検討もかけられる。これらはいずれも重要・不可欠な課題であるが、実効性がともなわないおそれが強い。

ところで、農業生産の継続、農業経営の存続による再生産の維持発展のためにもっとも必要なことは、現実の生産者の労働に見合った充分な所得の確保と生産・経営に必要な要素、条件の持続的な確保、保障である。上記課題はそれに関連しており、注目されるが、空念仏に終わらないでもらいたい。

振り返れば、一九八〇年代後半から、円高による内外価格差の増大、自由化のいっそうの進展による海外農産物との競争を迫られ、また、農業保護政策の後退により、農業生産は、縮小過程をたどり、一九九五年のWTO発

足後は、農業予算の減少も際立ち、農業は縮小再生産の軌道に組み込まれている。

そのことは、田代洋一氏作成の次の図1、図2に端的に示されている。『農業・食料問題入門』、大月書店、二〇一二年一八〇頁より）

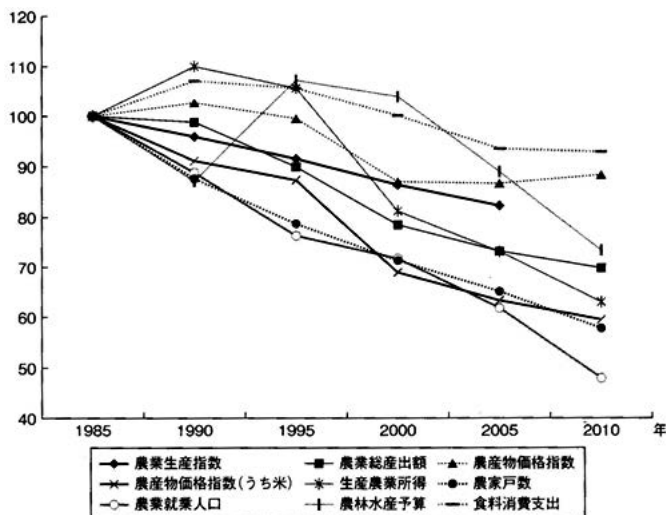
グローバル化期の日本農業（生産・所得・価格・予算・農家・人口等）の推移を端的に示すものであるが、WTO発足後、農業生産指数の低下よりも農業産出額の低下がより大きく、更にそれ以上に農業所得の低下が著しい。後者には価格動向が大きく影響している。

また、落ちこみが著しい農業所得よりも更に大きく、農家戸数が減少し、それ以上に激しく農業就業人口が減少している。農業経営の存立基盤が掘り崩され、農業衰退の動向を映し出している。

その中で農業所得の低下（図2…1日あたりの賃金・所得格差を参照）が基本的な役割を果たしているが、その根底に、WTO体制下での農業予算の縮小と農業交易条件の著しい劣悪化が指摘できる。

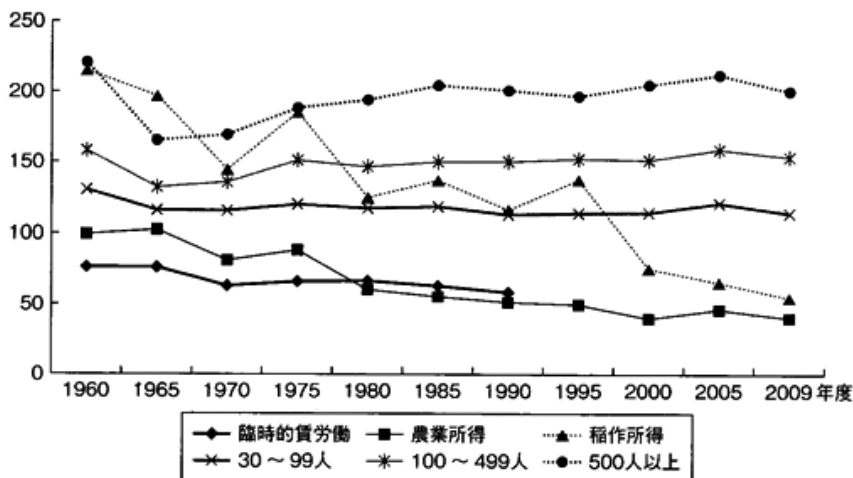
表2に示したように、一九九五年以降、農業生産物の販売価格は概して低落しており、ことに米と果実が二〇〇九年までに三〇ポイントほど低下。逆に、肥料、農薬、機械、資材などは上昇しており、農業恐慌時に特徴的とも言うべきシェーレ現象（鉗状価格乖離）を呈している。

図 1 グローバル化期の日本農業（1985年=100）



注 1. 農水省「食料・農業・農村白書 参考統計表」「ポケット農林水産統計」による。
 2. 農業生産指数は2006年から発表されていない。生産農業所得の2010年は2008年の数字。

図 2 1日あたりの賃金・所得格差（製造業 5～29人=100）



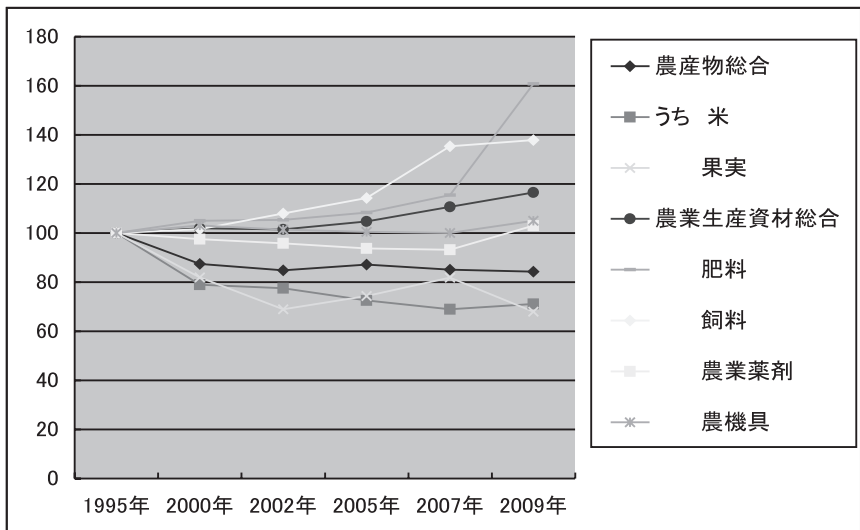
注 1. 農家の臨時的賃労働は1993年までしかわからない。
 2. 原資料は農水省「農家経済調査」「農業経済統計調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」。
 3. 農水省「農業白書 付属統計表」「食料・農業・農村白書 参考統計表」による。

表 2 農業物価指数と農業交易条件指数の動向（1995年＝100）

	指数					
	1995年	2000年	2002年	2005年	2007年	2009年
農産物総合	100	87.4	84.8	87.2	85.1	84.3
うち 米	100	78.9	77.5	72.5	68.9	71.1
野菜	100	85.9	86.9	89.9	89.9	90.6
果実	100	81.9	69.0	74.3	81.8	68.0
畜産物総合	100	98.9	97.5	108.1	107.5	106.5
農業生産資材総合	100	101.9	101.4	104.7	110.6	116.5
うち 種苗及び苗木	100	105.0	105.8	106.6		0.0
畜産用動物	100	107.6	99.5	125.9		0.0
肥料	100	104.9	105.4	108.3	115.4	160.7
飼料	100	101.5	107.9	114.2	135.3	137.9
農業薬剤	100	97.5	95.8	93.7	93.2	102.9
諸材料	100	100.3	98.1	98.2		0.0
光熱動力	100	98.1	95.9	113.7	132.5	119.4
農機具	100	103.1	101.3	100.4	100.0	104.9
建築資材	100	96.9	94.3	92.6		0.0
農業の交易条件指数	100	85.8	83.6	83.2	76.9	71.5

注：農水省『農業物価統計』（白書付属統計表）より作成。

なお、2007年は速報値（2005年基準）によって推計した。また、1995年を基準として再計算した。



米作農家、果実農家の経営破たんが深刻度を増している。

このように、農業が正当な所得を形成することが困難となる、きわめて不利な不当な価格条件が押し付けられている。一九九五年時点と比較して、二〇〇九年には農業の交易条件指数が七一・五まで激減しており、農業サイドから工業サイドへ約三〇％の「価値移転」・「価値収奪」が見込まれる。

この「価値収奪」は、一九九五年以降の累積では、農業所得の二年分を超えるほどの「価値移転」・「価値収奪」があったと見られる。

これまでたれ流された「農業過保護」のデマゴギー宣伝とは正反對の事実が真相である。長年にわたって、「冤罪」を背負わされ、過酷な「刑罰」が課せられてきたともいえる。その責任は、無責任な評論家やマスメディアにあり、かつ農業つぶしを進めてきたこれまでの政府にも帰せられよう。

農業所得の増大・確保、すなわち農業労働力の再生産の必須条件なくして、農業の再生産はありえないことを肝に銘じるべきである。

国民もこの厳正な事実を認識した上で、対策・方針を検討すべきである。それなくしては、「食糧の安全保障」は語れないし、実現できない。

りんごに関しては、農産物価格の低下、所得低下に対する安定化・保障措置が何よりも必要である。青森県の単独事業で一九九九年に発足した「青森県生食用りんご価格安定制度」は、二〇〇一年からは国も加わった「果樹経営安定対策事業」として継続された。これにより、価格の暴落に対して一定の補填がなされ、所得の一部が補償されてきた。しかし、途絶えてしまった。加工用りんごを含めた「果樹経営安定対策」の拡充した、生産者負担の少ない再建が不可欠である。さらに、剪定、防除、摘果、受粉など栽培管理の専門家技術の継承、養成の集団的取り組み、保障が緊要である。

また、りんご火傷病やコドリンガなど日本に未発生の重大病虫害が海外で発生し、広まっており、食の安全も含めて、検疫体制の強化とともに調査研究が早急に必要である。

なお、TPP参加はもちろん、絶対にあってはならないし、許されないことである。「TPPによる繁栄神話」は、原発の「安全神話」同様に粉砕しなければならない。それも破綻が明らかになる前に、今すぐにでも。

（りんご経営やりんご火傷病については、拙稿『リンゴ農家の経営危機とリンゴ火傷病の検疫問題』（弘前大学出版会）、『青森農業は生き残れるか』（北方新社、二〇〇九年）を参照されたい。）

TPPは柑橘作に何をもたらすか？

三重大学教授 徳田 博美

1、はじめに

TPP大筋合意には、これまで明らかになった中でも広範な内容が含まれており、オレンジ生果および果汁でも最終的な関税撤廃が盛り込まれている。当然ながら、それはわが国の柑橘作に少なからぬ影響を及ぼすであろう。しかし、柑橘を含めた果実は、品質格差や国ごとの嗜好性の違いなどのために、価格水準のみで影響を推し量ることは難しい。また柑橘産地は中山間地域に立地するものも少なくない。柑橘園地の多くは傾斜地にあり、機械化も遅れているため、規模拡大は容易でなく、他品目への転換も難しい。そのため、生産額でみれば大きな減少でなかったとしても、柑橘産地は少なからぬ影響は被ることもあり、TPPが柑橘産地に及ぼす影響は、生産額の変化のみでは評価できない。

本報告では、オレンジ生果および果汁に関するTPP

大筋合意の内容およびその影響試算の内容を整理・検討するとともに、柑橘農業に起こりうる影響について、一九九〇年代初頭の円高下でのオレンジ自由化での経験を踏まえて検討し、最後に現在検討されているTPP対策についても言及したい。

2、TPP大筋合意内容と影響試算

オレンジに関するTPP大筋合意の内容は表1に示した。オレンジ生果の関税は、現行では一二・五月は三三％、六・一一月は一六％である。TPP大筋合意では、一二・三月は八年間かけて、四・一一月は六年間かけて関税を撤廃するとしている。ただし、一二・三月は関税撤廃まではセーフガードを措置する。一方、オレンジ果汁の関税は、現行では成分などによって「二・三％」、「二五・五％」、「二九・八％又は二三円/kgのうち高い方」となっている。TPP大筋合意では六年または一一

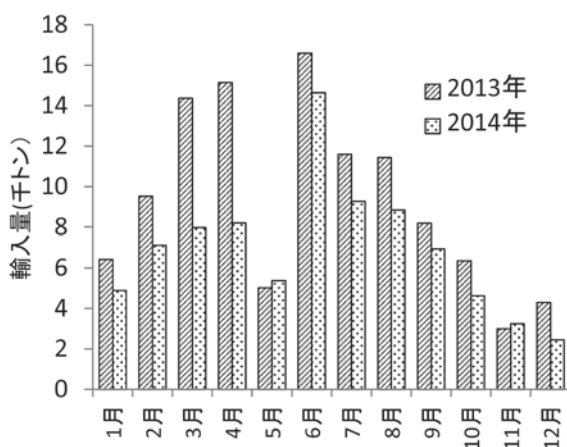
表1 TPP大筋合意におけるオレンジ関税の扱い

	現行	大筋合意
生果	6月から11月16% 12月から5月32%	・4月から11月段階的に6年目に関税撤廃。 ・12月から3月初年度に20%削減、3年間据置、その後段階的に8年目に関税撤廃。 (関税削減期間中はセーフガードを措置)
果汁	「21.3%」、「25.5%」、「29.8%又は23円/kgのうちの高い方」	段階的に6年目又は11年目に関税撤廃。

年かけて関税撤廃となっている。すなわち、TPPが実行されれば、オレンジ生果、果汁ともに将来的に関税が撤廃されることになる。

TPPの影響試算をみていく前に、現行の輸入実績を概観しておく。オレンジ生果の輸入は、二〇一三年は一・二万トン、二〇一四年は八・四万トンであり、近年は一〇万トン／年程度で推移している。そのうち九割以上が米国、豪州というTPP参加国からの輸入となっている。政府が示している資料では年間輸入量しか示していないが、輸入の影響を考える上では月別輸入量もみておく必要がある。図1に示すようにオレンジ生果輸入は五月を

図1 オレンジの月別輸入量



出所：財務省「統計統計」

除いて二・九月頃の比率が高く、温州ミカンの最盛期となる一・一、二月の輸入の比率は低い。したがって、現行のような時期別輸入を前提とするならば、その影響は温州ミカンよりも中晩柑でより深刻となると考えられる。

一方、オレンジ果汁の輸入は、二〇一三年は九・五万

トン、二〇一四年は六・七万トンである。その七割をブラジルからの輸入が占めており、TPP参加国からの輸入は全体の一割程度である。

先頃、政府が発表したTPPの影響試算をみると、かんきつへの影響は生産減少額二一〜四二億円としている。二〇一三年の温州ミカンの産出額は一、五四七億円であるので、中晩柑も含めて考えれば、一〜二％程度のわずかな減少である。生産減少額の内訳をみると、温州ミカンが六〜一億円、中晩柑が一四〜二八億円、果汁が一〜三億円となっている。生果への影響は市場競争力の弱い部分での価格下落を見込んでおり、温州ミカンでは極早生の中でも出荷時期の早い部分の七万トン、中晩柑では古い品種で、すでに価格が低迷しているアマナツ、伊予柑、ハッサク合わせて一・八万トンで価格が低下するとしている。逆に言えば、それ以外の、温州ミカン全体の九割以上、中晩柑の二／三では価格の維持を見込んでいる。また生産減については言及していない。

果汁の生産減少額はわずかであるが、これは一九九〇年代初頭のオレンジ果汁自由化によって、すでに大きな打撃を受けてしまっていることを抜きにはとらえられない。一九九〇年代初頭までのミカン果汁生産は生果の需給調整機能を果たしており、作況によって生産量は大きく変動していたが、二〜六万トン程度の間で推移してい

た。それが二〇一三年には六千トンに過ぎない。生産量が減少してしまっているので、金額でみた影響は小さくなってしまふ。

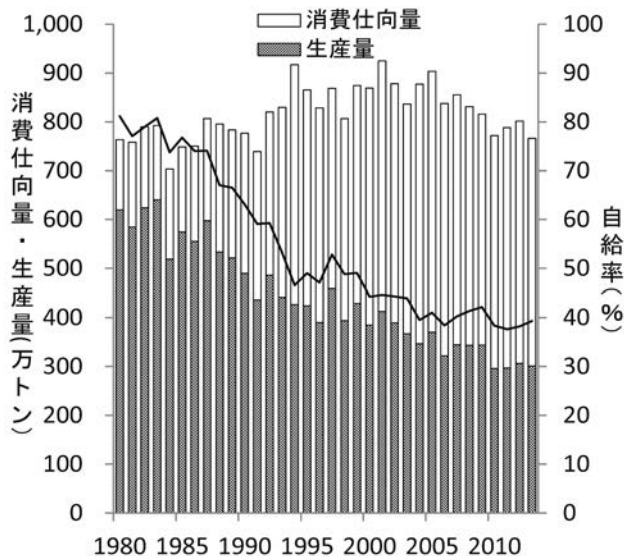
TPP大筋合意以降に都道府県などが公表した影響試算をみると、和歌山県では県内の柑橘の生産減少額を三五・七億円としており、JA静岡県中央会の試算では県内のミカン生産減少額は五三・七億円としており、いずれも国の試算を上回っている。

政府の試算根拠は必ずしも明確でないが、「生産性向上、高付加価値化等の体質強化対策」の実施が試算の前提となっている。一定の国内対策によって生産減少額を抑えられると見込んでいる訳であるが、どのような国内対策が想定され、それにどのような効果を期待しているのかも問われる。

3、円高とオレンジ輸入自由化の経験

政府の影響試算に関して検討すべき点として、第一に試算そのものの妥当性、第二にTPPの影響を生産減少額のみで評価することの妥当性、第三に影響を踏まえた国内対策の評価である。この点を検討する上で、一九八〇年代後半から九〇年代初頭にかけて円高とオレンジ輸入自由化が国内果樹農業に及ぼした影響を振り返っておくことは意義がある。

図2 果実需給の推移



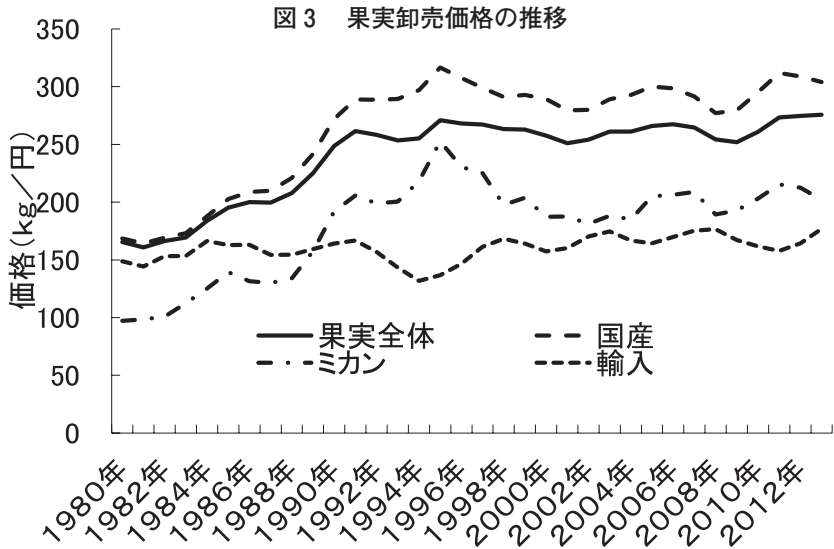
出所：農林水産省「食料需給表」

図2は一九八〇年以降の果実需給の変化を示したものである。一九八五年頃までは果実輸入量（加工品（生果換算）を含む）は一五〇万トン程度で推移し、果実自給率は八〇％程度を維持していた。一九八五年以降の円高で輸入は急増し、一九九五年には四五〇万トンに達し、

ほぼ一〇年間で三倍近い増加となった。一方、果実生産量は五五〇万トン程度から四二〇万トン程度まで二割以上の減少となった。そのため、果実自給率は五〇％を割り込んでしまった。円高、オレンジ輸入自由化などによって果実輸入は急増し、国内生産は後退を余儀なくされた。

しかし、その間の果実価格の変化をみると、様相は単純ではない。図3に示すように果実卸売価格は、一九八〇年代中頃までは横ばいで推移していたが、輸入が急増した一九八〇年代後半以降には上昇に転じている。一九八〇年代中頃からの一〇年間で五割近い価格上昇となっている。しかも、輸入果実価格は横ばいで推移しており、価格上昇は国産果実で起きている。その中でも一九七〇年代前半に供給過剰に陥って以降、価格低迷に苦しんできた温州ミカンで価格上昇は顕著であった。

安価な輸入果実の急増が必ずしも国産果実の価格低下につながっていない。果実市場では、政府の影響試算の中でも指摘しているが、多様な需要が存在し、品質格差などに基づく差別化がなされており、輸入果実との直接的な競合を避けて価格を維持することも可能である。特に一九九〇年前後はバブル経済の下で高級品需要が拡大したが、国産果実はそれに依存することで、価格上昇を実現できたと考えられる。その一方で、低価格の大衆的



出所：農林水産省『青果物卸売市場統計』

注：1）国内企業物価指数（2010年＝100）で実質化している。

2）前後3カ年の移動平均をとっている

な需要や加工品仕向けは輸入品に押されて、数量でみれば、国産果実は後退せざるを得なくなった。低価格なものの比重が下がったことも国産果実の平均価格上昇に作用したと考えられる。円高、オレンジ輸入自由化の影響は、価格よりも数量に現れていたと言える。

さらに円高、オレンジ輸入自由化の影響については、一九九〇年代中頃以降にも注目しておく必要がある。一九九〇年代後半になると、果実輸入量は横ばい傾向となる。その一方で果実卸売価格は横ばいから微減傾向となる。特に国産果実で価格低下が確認できる。逆に輸入果実はむしろ上昇している。その背景には、バブル経済が崩壊し、消費不況に陥り、国産果実が依存してきた高級品需要が縮小したことがある。大衆的需要や加工品仕向けは輸入果実に侵食された中で、高級品需要の縮小は、国産果実をより厳しい状況に陥れた。一九九〇年代後半以降、担い手の高齢化、減少が深刻化する中で、果実生産の縮小に拍車がかかってしまった。現在の果実生産量は三〇〇万トン程度であり、一九八〇年代前半から半減してしまい、果実自給率も四〇％程度にまで落ち込んでいる。かつて果実は国産主体の農産物であったが、現在では輸入主体の農産物となってしまった。

オレンジ果汁自由化に関しては、生産減少額とともに、それまでは表年、裏年の生産変動に対する生果の需

給調整の役割をミカン果汁生産が果たしていたが、果汁生産が激減したために、その機能を果たせなくなったことが大きい。そのため、一九九〇年代後半には温州ミカン価格の年次変化が大きくなった。

4、TPPで想定される影響と国内対策の評価

円高、オレンジ輸入自由化での経験を踏まえると、TPPが柑橘作に及ぼす影響は、価格よりも生産量に現れてくると考えられる。オレンジ輸入自由化の際には、園地転換対策で政策的に生産削減を進めた。現在は担い手の高齢化、減少によって生産は減少している。かつて温州ミカンは供給過剰基調にあり、生産削減による需給調整が課題となっていたが、現状では如何に生産を維持するかが課題となってきた。TPPは生産減を加速化させることが危惧される。

生産減少の結果として、短期的には需給をひっ迫させ、価格を上昇させることも考えられる。しかし、大幅な生産減少は柑橘産地をいっそう厳しい状況に追い詰めることも考えられる。柑橘産地では、光センサーなどを装備した高額の大型共選施設が整備されているが、生産減はそのコスト負担を厳しくする。さらに取引先の主体は量販店となっているが、量販店では大きなロットの安定供給を求めている。生産減によって、その要望に応え

られなくなった産地は厳しい販売を強いられることになる。また国内で安定供給に比べられる産地が減少すれば、量販店を輸入果実にさらに傾斜させることになる。

現状においてTPP対策は、まず国内生産を如何に維持するかが課題となる。機械化が進み、技術的には大規模経営の成立条件が広がっている水田作と異なり、柑橘作での大規模経営の形成は容易ではない。そのため、生産の維持には、まず担い手の量的な確保が不可欠である。

国内対策として、「生産性向上、高付加価値化等の体質強化対策」が挙げられている。具体的には優良品種への改植と園地基盤整備の促進、革新的技術の導入である。これらは、果樹経営支援対策として、すでに取り組まれており、果樹産地、特に柑橘産地での評判も高い。問題は、それらがTPP対策として有効に機能し得るのかということである。

優良品種への改植の主な狙いは、高品質化による価格上昇であろう。しかし、高品質化すれば価格は上昇するというほど単純ではない。果実には多様な需要があり、それに応じた価格帯があるので、高価格が期待できる需要は限られている。実際、温州ミカンでは光センサーが普及して以降、糖度選別によって高級品を創造する産地

が多いが、高糖度のものが多い年には実際の選別基準を引き上げて高級品が多くなりすぎないようにし、その価格の維持を図っている産地も少なくない。高品質なものが増えたとしても、高価格で販売し得る数量には限界があるため、高品質なものでも、その数量が多すぎれば期待するような価格上昇を実現できるとは限らない。

園地基盤整備に対する機運も高まっており、整備された園地を基盤として省力化を図り、大規模経営を実現している事例も散見されるようになった。しかし、傾斜地の多い柑橘園地では、すべての園地で実効性のある基盤整備を実施することは難しい。今後の柑橘作にとって園地基盤整備は必須の課題であるが、その限界も理解しておく必要がある。

柑橘作の革新的技術としては、新品種とともにマルチと点滴かん水を組み合わせたマルドリ栽培などが挙げられる。マルドリ栽培なども傾斜地では実施しにくいなど、すべての園地で導入できるとは限らず、しかも一時的な収入減をとまなう改植や大きな固定資本投資が必要であったりするため、急速に普及させていくことは難しい。

5、おわりに

高い労働および技能の集約性のために規模拡大が容易

でなく、構造再編の遅れていた柑橘作でも、近年、園地基盤整備に取り組む産地も増え、園地流動化も徐々に進展しており、大規模経営の形成も進み始めている。今後の柑橘作の維持発展には、ハード、ソフト両面において、長期的な視野に立って、これらの動きを地道に支援していくことが求められる。これらの動きに水を差してしまうことが、TPPの影響として最も危惧されることである。逆にTPP対策として、産地の実情を踏まえ、これらの動きを無理に押し進めることも、今後の柑橘作にとって有益になるとは思われず、敢に慎むべきと考え

TPPの全体像と批准を巡るアメリカ政府・議会の動向

国際農政研究所代表 服部 信司

1 TPPの全体像

一〇月五日、TPP交渉の大筋合意が成立し、一月上旬、TPP協定の全文が公開された。これによって、TPP交渉・協定の全体像が把握しうることとなった。では、TPP協定・ルール分野二六章のちの主要分野は、どういうものになっているのだろうか。

(1) ルール分野…各国の重要事項についての主張を取り入れる

バイオ新薬のデータ保護期間、政府調達（公共入札）、環境・労働、国営企業規制などのルール主要分野において、TPP協定は、各国（特に、途上国）の重要事項についての主張を、ある程度、ないし、かなりの程度、取り入れている。言い換えれば、その分、アメリカが柔軟化し譲歩したのである。その結果、協定が成立したともいえる。

(2) バイオ新薬の保護期間…一二年（米）か、五年（豪、チリ）か

1) アメリカの主張とその背景
バイオ薬品は、がん治療など今後の薬品の軸になるとされる。その新薬を開発した製薬会社によるデータ保護期間（その間、他の製薬企業は廉価版後発薬剤を発売しえない）を何年にするかは、TPP交渉の一貫した焦点であった。

アメリカにおいて、新薬のデータ保護期間は、従来五年であった。これが、二〇一一年の健康保険法（オバマケア）において、バイオ新薬の開発には巨額の開発費がかかるとし、バイオ新薬について一二年とされた。

ここから、アメリカの製薬会社は議会共和党の支持のもとに、TPPにおいてバイオ新薬のデータ保護期間を一二年とする提案を行うべきとし、アメリカ政府は、二〇一三年一月、正式にそれを提案したのである。

2) 豪州・途上国の主張の根拠

このアメリカの提案は、他の国々から強い批判を受けてきた。バイオ新薬のデータ保護期間をこれまでの五年から一挙にその二・四倍の一二年にすれば、途上国における廉価版薬剤(ジェネリックス)の販売が大幅に遅れ、薬価の上昇を引き起こす恐れがあり、途上国(チリ、ベトナムなど)にとっては死活的問題とされてきたからである。

また、豪州やNZ(ニュージーランド)では、国民保険制度が廉価版薬剤の使用を前提にしており、バイオ新薬のデータ保護期間の引き延ばしによる薬価の上昇は、保険制度の存立を脅かすものと受け止められたのである。こうして、豪州やチリなどは、各国の現行国内法の五年を強く主張してきた。

3) 豪州の主張に基づき合意

TPP交渉の妥結を目指して開催された七月末のハワイ閣僚会合において、バイオ新薬のデータ保護期間に関し、八年とする妥協案が提起された。

ハワイでは、これによってもほとんど溝が埋まらなかったが、一〇月初めのアトラント閣僚会合においてアメリカは八年の妥協案に応じるとした。だが、豪州・チリなどは、新薬のデータ保護を現行五年よりも延長することとは薬価の上昇に直結する。国内法による五年を延長す

ることはできない」として、閣僚会合を二度にわたり延長して対米協議を続け、「八年、または、五年プラス(八年と)同等になる他の措置(実質五年)」⁽⁶⁾の内容で妥結した。

豪州やチリは「データ保護期間五年の国内法を含む現行薬剤行政のすべてが、現行通り維持される」としている。

バイオ新薬のデータ保護期間は、アメリカが柔軟化し、豪州・チリの主張である五年を含む形で合意されたのである。

4) 製薬企業と共和党の反対

TPP協定におけるこのバイオ新薬のデータ保護期間について、アメリカの製薬会社と共和党が反対している。後に見るように、アメリカの協定批准が容易でない状況は、そこから生まれている。

(3) 政府調達―マレーシアの事情などに配慮―

政府調達とは公共入札のことであり、公共入札をTPP加盟国の企業に公平に行うとするものである。

ただし、マレーシアは、「原住民(マレー人)企業への優遇政策―入札価格に関し原住民企業を優遇する政策―を維持し得る」とされた。この問題が、二〇〇八年における米・マレーシアFTA交渉の中断理由であった

が、TPP協定において、アメリカは、政府調達におけるマレーシアの原住民企業への優遇政策の存続を認めたのである。

それだけではない。当のアメリカ³⁾を含む五か国（アメリカ、NZ、マレーシア、ベトナム、メキシコ）が、州・地方政府の入札を協定の対象外（外国の企業はこれまでと同様に入札に参加できない）とした。州の権限が強い⁴⁾というアメリカや各国の事情に基づいているのである。

日本⁴⁾やカナダは、地方政府の入札も協定の対象（地方政府の入札を開放する国の企業は入札し得る…一種の相互入札）としている。公共入札の市場開放は、TPP参加国の四割において、中央政府に限定されているのである。

(4) 環境・労働―拘束性の強い案からソフト化―

当初の環境（および労働）についてのアメリカ案は「協定違反があれば、即、紛争処理委員会にかけ、その裁定内容を強制執行する」という拘束性の強いものであった。強制執行というのは、裁定内容が実行されない場合には、他の貿易紛争の場合と同様に、関税の引き上げ等の貿易制裁を課しうる、ことである。

この「拘束性の強い」アメリカの環境提案は、シエラ

クラブ、WWF（世界野生動物植物連合）等のアメリカの環境団体の意向のもとに策定された。だが、各国（特に途上国）は、この拘束条項を問題としてきた。

それに対し、環境ワーキング・グループの議長国カナダが、「相互協議による紛争処理のメカニズム」を議長の責任において提起した。相互協議のメカニズムは、①問題の提起国と相手国による事務レベルでの協議、②それで解決しない場合には、代表委員による上級協議、③それでも処理し得ない場合には、閣僚による協議、④それでも解決し得ない場合に、仲裁機関に委ねる、⁵⁾というもので、仲裁機関による裁定の強制は含んでいない。⁶⁾あくまでも、「協議による解決」のためのメカニズムであった。

合意された環境協定は「カナダの提起した①―③の三段階の協議メカニズムを置き、そこで解決できない場合に最後に、紛争処理委員会にかけろ⁶⁾」としている。カナダ案とアメリカ提案の組み合わせであるが、当初のアメリカ案から、協議メカニズムによる解決を重視した方式にソフト化したのである。このような変化は、労働についてもほぼ同じである。

当初の提案を進めたアメリカの環境団体などは、これを後退と批判している。しかし、途上国が環境問題に取り組んでいくには、先進国と同じレベルではなしえない

(図み1) 国際投資紛争解決センター (ICSID)

1. 1966年に発足。
2. 世界銀行の一部をなす。
3. 仲裁と調停は、投資家と投資受け入れ国の相方の同意を必要とする。
いったん同意するとそれ以降は、一方的に手続きを停止することはできない。拘束力を持った手続きとなる。
4. 件数：2012年50件、2011年38件。2003—2012年：平均30件。
被訴訟国：アルゼンチン49件、ベネズエラ36件、エジプト17件、エクアドル12件、コンゴ12件、ペルー11件、ウクライナ10件。
期間：3.6年。訴訟コスト：100万ドル—760万ドル（1.2億円—9.1億円）。
5. 日本：日本は、この2年間、被訴訟国になっていないし、日本企業は訴訟を起こしてもいない。

資料：ICSID, 2015 Annual Report.

から、これも現実的な措置といえよう。

(5) 「投資家対国家の紛争処理」からタバコ規制を除外

1) 投資家対国家の紛争処理とは

「投資家対国家の紛争処理 (ISDS)」は、投資家が、投資先の国に投資協定に違反する行為があると考えた場合、投資先の国の裁判所を経ることなく、直ちに国際投資紛争解決センター (世銀の一部…図み1参照) に訴えることができる」というもの。国際投資紛争解決セ

ンターの仲裁・裁定を進めるには、投資家と相手国の同意を必要とする。

国際投資紛争解決センターの審理で、相手国政府が協定に反し投資家に損害を与えていると判断されれば、相手国政府は賠償支払いの義務を負う。

2) 健康、環境に配慮した投資活動を確保するための措置を規定

TPP投資協定は次のような新たな条項を入れた。「投資活動が、環境、健康、あるいはその他の規制目的に対しセンシティブな (その重要性を考慮する) 方法で行われることを確保するうえで、各国政府が適切と考える措置を採用し維持し強制することを妨げるものではない」⁽⁷⁾。

「環境、健康の維持のための規制措置によって、投資家の投資活動が制約されても、それは直ちに投資協定の違反になるものではない」としたのである。

3) 「投資家対国家の紛争処理」からタバコ規制を除外

具体的には、投資家がタバコ抑制措置を国際投資紛争解決センターの仲裁にかけることを、各国政府は拒否し得る⁽⁸⁾とした。公衆の健康の観点からすれば、有意義な規定である。

3) タバコ会社と共和党の反発

だが、これについて、アメリカのタバコ会社と共和党は反対を表明している。これも、アメリカ議会におけるTPP協定の批准が容易でない状況を作り出している一因である。

(6) 国営企業規制…多くの例外措置を伴う

国営企業と民間企業を同等にする（国営企業への優遇措置をなくす）ことを目的にする交渉分野である。

しかし、これについての協定は、①準中央組織を規制の対象外にし、②マレーシアとシンガポールには、付属文書において「一定のガイドラインに基づけば、国営企業規制の義務を免れる」ことを認め、③国営企業が重要な位置を占めるベトナムには、同じく付属文書で「ベトナムにおける法と規制に従えば、国営企業が、規制された価格で、製成品を購入したり販売したりすることができるとして」⁽⁹⁾とした。各国の実情に即した現実的な措置（数多くの例外の容認）を取り入れたのである。

全一・二か国による協定をまとめようとすれば、こうした各国の実情を踏まえた協定にする以外にないのです。

(7) アメリカ参加のアジア経済グループが形成

当初、アメリカは、アメリカのルールをTPPのルールにし、「水準の高い二一世紀型の国際ルールをつくる」

としていた。しかし、TPPルール協定は、参加一・二か国の現実をそれなりに踏まえた協定に転じた。もはや、TPP協定は、アメリカのルールをTPP協定に移行させた「水準の高い」国際ルールとはいえない。しかし、それによって、一・二か国全体が合意して協定が成立し、アメリカが参加する経済グループがアジアにおいて初めて形成されることになったのである⁽¹⁰⁾。

こうした協定—アメリカが参加するアジアにおける経済グループの形成—をもっとも強く欲していたのは、日本の安倍政権であった。日本が、〃日米の早期合意、それによる全体合意の流れの形成〃を交渉戦略としたのは、その結果である。だが、そこには、農産物重要品目における日本の対米譲歩があったわけである。

2 TPPの批准をめぐるアメリカ政府・議会の動向

(1) TPP協定…二月にNZで調印式

TPP協定は目下、最終案文の作成が行われており、二月四日にNZで調印式が行われる。

TPP協定の調印が行われれば、そこから、各国における批准手続きに入る。その焦点はアメリカである。

アメリカでは、ITC（国際貿易委員会）がTPP協定についての経済評価を行い（二〇〇日間を要す）、五

月中旬（一八日）にそれを公表する。経済評価が出されて、議会における審議が可能となる。

(2) 上院財政委員長（共和）…新薬データ保護期間の改善を要求

アメリカ政府は五―六月における議会の審議・採決を目指している。

だが、上院において貿易法を所管する財政委員会のハッチ委員長（共和）は、バイオ新薬のデータ保護期間「五年プラス（八年と）同等になる他の措置」ではあいまいで不十分とし、データ保護期間を明確に八年となるように改善し、その内容をサイドレター（補足文書、あるいは、了解メモに取り付けることを政府（USTR）に要請している。

マッコンネル上院議長（共和）は、ハッチ委員長の動きを支持している。

また、下院において貿易を所管する歳入委員会のブラッドレイ委員長（共和）は、タバコ規制措置を投資家対国家の紛争処理事項から除外したことに反対しており、その改善を要求している。

議会共和党は、アメリカ政府が各国の重要事項に配慮し柔軟化した点について、譲歩のし過ぎとして反対し、その改善を要求しているわけである。

(3) 通商代表部…共和党の反対について共和と協議

一月一七日、アメリカ通商代表部のヴェッター主席農業交渉官は、ラジオインタビューに答える中で、次のように語った。

「一〇月に合意した協定は、微妙なバランスの上に成り立っており、それに触れることは、協定全体を瓦解させかねない。だが、やれることはある。われわれは、いかに協定を実現するか。協定の実施過程でそれらの問題がどのようになりうるか」について、共和党メンバーと精力的に検討している」¹⁰⁾と。

ヴェッター主席農業交渉官は、共和党が提起している反対点について、協定そのものを修正するのではなく、協定の実施過程（実施計画）のなかで措置することを、共和党議員と検討していることを明らかにしたのである。フロマン通商代表も、その数日後、共和党メンバーとの協議を認めている¹¹⁾。

勿論、今の時点では、どの程度、実施計画やサイドレターという形で、これらの問題を措置（調整）しうるかは、不明である。

しかし、共和党の提起した反対点に関し、協定本体を修正するのではなく、協定の周辺のサイドレターや実施計画などの形で措置することについて、アメリカ政府と

議会共和党が協議に入っていることは重要である。勿論、その措置の内容についてTPP加盟国の合意が必要である。この検討の行方に、アメリカ議会の批准がかかっているといっても過言ではない。

(4) 米国議会の採決は早く大統領選挙後の一一二月、来年に入る可能性も

こうしたことから、TPP協定の審議・採決は、早く、大統領選挙後の議会（一一二月）とする見方が有力であり、新政権下の来年にずれ込む可能性も高いと見られている。

なお、選挙後の議会（共和党が引き続き多数を占めると予想される）において審議・採決が行われれば、TPP協定は可決される可能性が高いと考えられる。共和党の多くは賛成するからである。

日本は、政府TPP対策大綱の不十分な点をただし、そのうえで経営安定対策の拡充を内容とする法案を成立させ、協定発効の事態に対処していくべきである。体制の整備は、早ければ早いに越したことはないからである。

ment, Annex15-A Schedule of Malaysia, pp.16-17.

注3) Op.cit. Schedule of USA, p.4.

注4) Op.cit. Schedule of Japan, p.2.

注5) Inside US Trade, 2014, 1/22.

注6) TPP Full Text, Chapter 20 Environment, pp.21-24.

注7) TPP Full Text, Chapter 9 Investment, p.18.

注8) TPP Full Text, Chapter 29 Exceptions and General Provisions, p.8.

注9) TPP Full Text, Chapter 17 State-owned Enterprises and Designated Monopolies, ANNEX IV Schedule of Viet Nam (2/14).

注10) 現在東南アジアに存在する経済連携グループは、「ASEAN（東南アジア諸国連合一〇か国）+三（日、中、韓）」と「ASEAN+六（日、中、韓、豪、NZ、印）」であるが、このいずれにもアメリカは参加していない。

注11) Inside US Trade, 2016,1/19

注12) Inside US Trade, 2016,1/20

注1) The Full Text of TPP, on Medium, Chapter 18 Intellectual Property, p.44.

注2) TPP Full Text, Chapter 17 Government Procure

「連載 農研機構研究機関からの成果報告」

⑦

贈答用果物の顧客拡大プロセスと

「おすそわけ袋」の活用

農研機構東北農業研究センター 磯島 昭代

1、はじめに

家計における果物消費が長期的な減少傾向にある中で、輸入果物が低価格の大衆果物として定着し、果物の供給過剰、低価格化が指摘されている。このような情勢

の中で、宅配便等を利用して消費者に直接販売する果物生産者の割合が近年増加の傾向にある。こうした生産者による消費者への直接販売は、市場出荷に比較して有利な水準で販売価格を設定可能であるといわれる。特に贈答用果物は品質の高いものが求められるため、高価格販売による高収益を期待することができる。一方で、こうした消費者への直接販売は、顧客発見にかかる費用が相対的に高いことが指摘される。先進的な果樹生産者は、

直売所の設置やインターネットホームページの開設、ダイレクトメールの発送など顧客獲得のための様々な取り組みを行っているが、いかにして新たな顧客を発見し獲得していくかが大きな課題となっている。

家計調査の分析結果からは、贈答用果物は果物生産地の地元消費者が中元・歳暮などで利用することが多く、地元消費者が中心的な販売ターゲットになることが明らかにされている。しかし、地方都市の人口減少が進む中で、安定的に顧客数を確保していくためには、地元以外の消費者にも顧客を拡大していくことが重要となる。

農研機構では、これまで消費者アンケート調査の分析結果から贈答用果物の顧客拡大プロセスを明らかにし、これにもとづく新規顧客獲得のためのツールとして「お

すそわけ袋」の活用を提案している。本稿では、これらの概要について紹介する。

2、贈答用果物の顧客拡大プロセス

生産者から直接リングを購入した消費者を対象にアンケート調査を実施したところ、その生産者に注文したきっかけは、「他の人にいただいたリングが気に入ったから」という回答がもっとも多かった。また、贈答によってリングを入手した消費者の場合、半数以上が「自分も同じ生産者から購入したい」と回答している。このようにリングの贈答は、新たな顧客を発掘する可能性を秘めているといえよう。

また、同じ調査でおすそわけの習慣についてたずねたところ、「よくする」が七五%、「たまにする」が二〇%となり、あわせて九割以上の回答者におすそわけの習慣があることが明らかとなった。おすそわけは消費者による自発的な行為であるが、生産者が直接関与することが難しい消費者に対してサンプルの配布を行ってくれるようなものであり、結果としてより広い範囲の消費者に商品が紹介されることになる。

このように、贈答やおすそわけなど消費者間で行われる商品の授受は、いわば試食つきのクチコミ機能というものを有しており、新たな顧客を獲得する大きなチャン

スといえる。これらのことから、贈答用果物の顧客拡大のプロセスを以下のように示すことができる。

まず、生産者は地元消費者に対して積極的に販売促進活動を行う。地元消費者は贈答用としてそれを購入し、県外に住む親族や知人に贈る。リングを受け取った県外消費者は実際にそれを食べて、味や品質を確認し、気に入った場合には自分でも同じ生産者に注文して自宅消費用に購入したり、他の消費者に贈答したりする。また、この贈答入手した県外消費者は、受け取ったリングや自分で購入したリングを近所の人などに「おすそわけ」として配ったりもする。そうしてリングを手に入れた消費者が、また新たな顧客となって各自でリングを購入し、また他の消費者にも配ることにより、さらに顧客が拡大していく可能性がある。

このようなプロセスを想定すると、購入する顧客だけでなく、贈答を受ける消費者やおすそわけをされる消費者のことも視野に入れて、商品のアピールや情報伝達を行うことが重要となる。

3、「おすそわけ袋」の活用

贈答用果物の顧客拡大プロセスにもとづく販売戦略の一つとして、贈答用のリング箱に商品の特徴や生産者の連絡先を記載したチラシ類を同梱することが考えられ

図1 「おすそわけ袋」の例



る。すると贈答を受けた消費者は、このチラシの情報をもとに生産者に直接アクセスすることが可能となる。

一方、贈答を受けた消費者から、さらにおすそわけをされた消費者の場合はどうであろうか。おすそわけに際

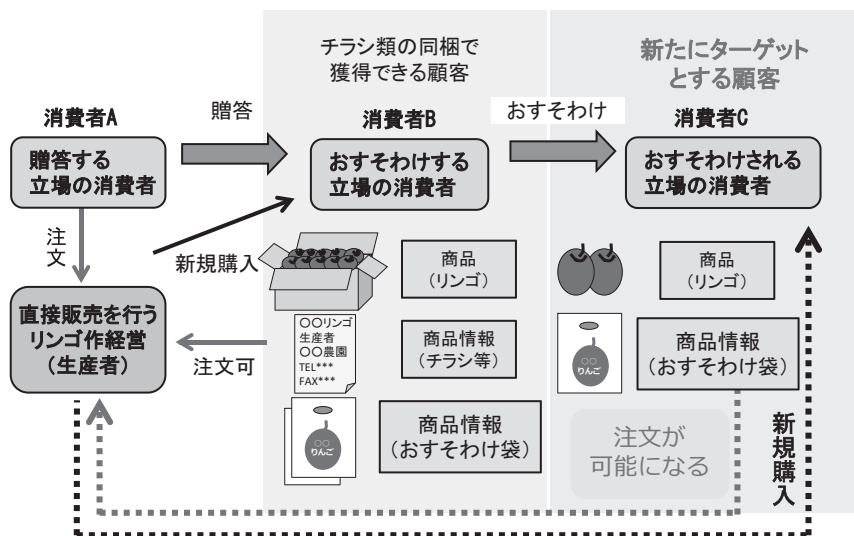
しては多くの場合、商品を手近なスーパーの袋などに入れ、渡す時に簡単な説明を口にする程度で、生産者の連絡先などがおすそわけ先の消費者にまで伝達されることは稀であろう。

そこで「おすそわけ袋」の活用となる。「おすそわけ袋」とは、リングをおすそわけする際に利用する小分け袋である。袋のおもて面に商品をイメージするデザインをあしらい、うら面には商品の特徴など商品情報や生産者の連絡先などを記載する(図1)。

そして「贈答をする立場の消費者」から注文を受けた生産者は発送するリング箱にこの「おすそわけ袋」を入れる。するとそれを受け取った「贈答を受けた消費者」おすそわけをする立場の消費者は、リングを「おすそわけ袋」に入れて「おすそわけをされる立場の消費者」に渡すことができる。おすそわけをされた消費者は、受け取ったリングが気に入って、購入したいと考えた時には、「おすそわけ袋」に記載された情報を元に、自分でも生産者に注文することができる。このように、「おすそわけ袋」を活用することで、生産者はおすそわけ先の消費者に商品のアピールをすることができ、新たな顧客を獲得するチャンスを得ることができる(図2)。

4、おわりに

図2 「おすそわけ袋」の流れと効果



これまでに複数のリンゴ生産者にご協力いただき、「おすそわけ袋」の配布実験を行っている。あわせて実施したアンケート調査の結果からは、「おすそわけ袋」に対する消費者の評価は概ね良好であることがわかった。さらに、「おすそわけ袋」が消費者に利用される可能性が高いこと、おすそわけ先の消費者に商品の情報を伝達し購買意欲を喚起させる効果があることが明らかとなった。また、実験に協力いただいた生産者のもとには、「おすそわけ袋」を契機とした新規注文が多数確認されており、生産者とおすそわけ先の消費者をつなげるツールとして有効であることが実証されている。

「おすそわけ袋」に関する研究はこれまでリンゴを対象に進められてきたが、他の果物であっても適用可能であると考えられる。それぞれの果物に適した「おすそわけ袋」の形態、サイズ等を明らかにし、活用することによって、国産果物全体の消費拡大につながることを期待する。

なお、本成果については冊子『おすそわけ袋の活用——贈答用果物の直接販売を行う生産者のための新規顧客獲得方策——』としてまとめられている。農研機構のサイト (<https://www.naro.affrc.go.jp/publicity-report/publication/pamphlet/tech-pamph/059487.html>) からダウンロードができるので、活用いただければ幸いである。

編集後記

新年早々に起きた長野県軽井沢のスキーバス転落事故。その報に接した時、凄惨を極めたであろう現場の状況が目につかび、背筋が凍る思いであった。

このところ「安心」が大きく揺らいでいる。

マンションや公共施設などの「杭打ち」問題、「みのりフーズ」の廃棄カッ等の不正転売事件。そして、バス転落事故。これらは、住まい、食、交通という、毎日の生活に密着したところでの事件だけに不安が募る。そして共通しているのは、消費者や顧客、労働者のことなど眼中にないかのような、ひたすら自らの利益を追い求める企業、経営者の姿だ。

さて、本誌は先月号の酪農、畜産にかかる座談会報告に続き、TPP大筋合意を踏まえた、米、麦、ビート、リンゴ、柑橘に与える影響などについて特集した。

政府・農水省の「影響試算」によれば、これら品目にかかる影響は、「生産量や農家所得に影響は見込み難い」、「生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む」というもの。しかし、本誌掲載の識者からは、この試算の前提が「大甘」、「杜撰」であることや、本来は対策を打たなかった場合の影響の試算があり、その上で対策を打った場合の影響の緩和の試算を示すべき

であって、いきなり対策も含めた試算となっていること自体がおかしいとの指摘がされた。森山農水相の記者会見でも、記者から再三、同様の質問がされたが、これに対する大臣答弁はなんとも歯切れが悪い。

ところで、TPP協定にあるISD条項により、協定に反する立法によって海外投資家や企業が「損をした」とみなされれば、国家を訴えることができるようになっている。つまり、国会で決める法律よりも協定が優位に立ち、海外投資家や企業に国家を超える法主体性を認めるものだ。米韓FTAにもこの条項があり、韓国の六〇以上の法律が変えられてしまった。同様にISD条項があるNAFTA（「北米自由貿易協定」カナダ、メキシコ、アメリカで締結）では、カナダ政府が人体に有害な神経性物質を石油製品に混ぜることを禁止したところ、アメリカの石油会社が「利益を損ねた」としてカナダ政府を訴え、政府が最終的に一千万ドルの和解金を払ったとのことだ。

これでいくと、TPP協定が発効した暁には、残留農薬基準や農産物の産地表示、添加物の表示を求める規定すら訴えられかねない。

TPP協定は、あくなき利益追求を求める勢力にとって都合の良い協定であろう。しかし、この協定が発効したら「安心」は揺らぐどころか消滅してしまう。（花村）